

令和5年度

# 事業計画書



社会福祉法人  
目黒区社会福祉事業団

## 目 次

第1	基本方針	1
第2	経営理念	1
第3	経営目標	2
第4	組織図	3
第5	職員配置表	4
第6	重点的な取り組み	5
第7	全施設・事業共通の取り組み	7
第8	事務局	10
第9	特別養護老人ホーム	14
第10	在宅ケア多機能センター	23
第11	ケアプランセンター	31
第12	心身障害者センターあいアイ館	34
第13	かみよん工房	41
第14	大橋えのき園	45
第15	下目黒福祉工房	49
第16	みどりハイム	53
第17	包括支援センター	58

## 第1 基本方針

当事業団では、平成30年2月に「第三次経営計画」（平成30年度～令和10年度）を策定し、同計画に基づく取り組みを進めてきました。

主なものとしては、自主事業として、さんホーム目黒（特別養護老人ホーム）を令和3年8月に開設させると同時に、目黒区による改修工事のため特別養護老人ホーム中目黒を休止し、この間、事業再開に向けた準備を目黒区と連携して行い、改修工事竣工後の令和5年3月に予定どおり同ホームの事業を再開することができました。

一方、収支状況は、在宅ケア多機能センターの利用率の伸び悩み、地域包括支援センターの2か所の指定管理終了、加えて令和2年初頭に発生した新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の3年余に及ぶ感染拡大の影響等を受けたこと、また、新設のさんホーム目黒の竣工が、国による既存建物の解体工事の遅れにより1年遅れたため、「第3次経営計画」で策定した収支計画の見直しが必要となり、令和4年度に検討チームを立ち上げ、現在、見直しを行っています。

このような状況を踏まえて、令和5年度は、各施設、事業ともに新型コロナの感染防止に引き続き取り組み、この環境下にあっても利用者の皆様に安心してご利用いただくとともにご満足いただけるサービスの提供に向けて、創意・工夫して取り組みます。

また、収支改善に向け、各施設、事業において利用率の向上に努めるとともに、現在進めている収支計画の見直し事項のうち、令和5年度から実施可能なものについては前倒しで実施していきます。

新型コロナの感染予防対策は、引き続き目黒区、保健所並びに目黒区医師会と連携して対策の徹底、強化を図ります。また、同感染症の取り扱いが本年5月に「2類相当」から「5類」に引き下げられる見込みであることから、その影響について情報収集を行い適切に対応していきます。

## 第2 経営理念

当事業団は、その存在意義、使命、職員の行動規範となる原理・原則として「経営理念」を次のとおり定めています。

目黒区社会福祉事業団は、**個人の尊厳を大切に**し、利用者が住み慣れた地域で安心して快適な生活が営めるよう、**地域で最も信頼され、喜ばれるサービスの提供**を、**効率的で柔軟かつ健全な経営**をもって行うことにより、目黒区における地域福祉の向上に寄与します。

目黒区の出資により設立された当事業団は目黒区の地域福祉増進の一翼を担う存在であるという自覚のもと、人権を尊重することを何よりも大切にし、あらゆる場面においてノーマライゼーションの理念を徹底することを基本とします。

また、サービスの提供に際しては、常に利用者お一人おひとりに安心かつ満足していただける質の高いサービスを追求するとともに、地域で必要とされるサービスや制度の狭間にあ

るニーズを把握し、新たなサービスの提供につなげていきます。

こうした取り組みを当事業団のあらゆる資源の活用により、前例にとらわれず効率的・効果的に行い、地域に愛され親しまれる法人運営・施設運営を目指します。

### 第3 経営目標

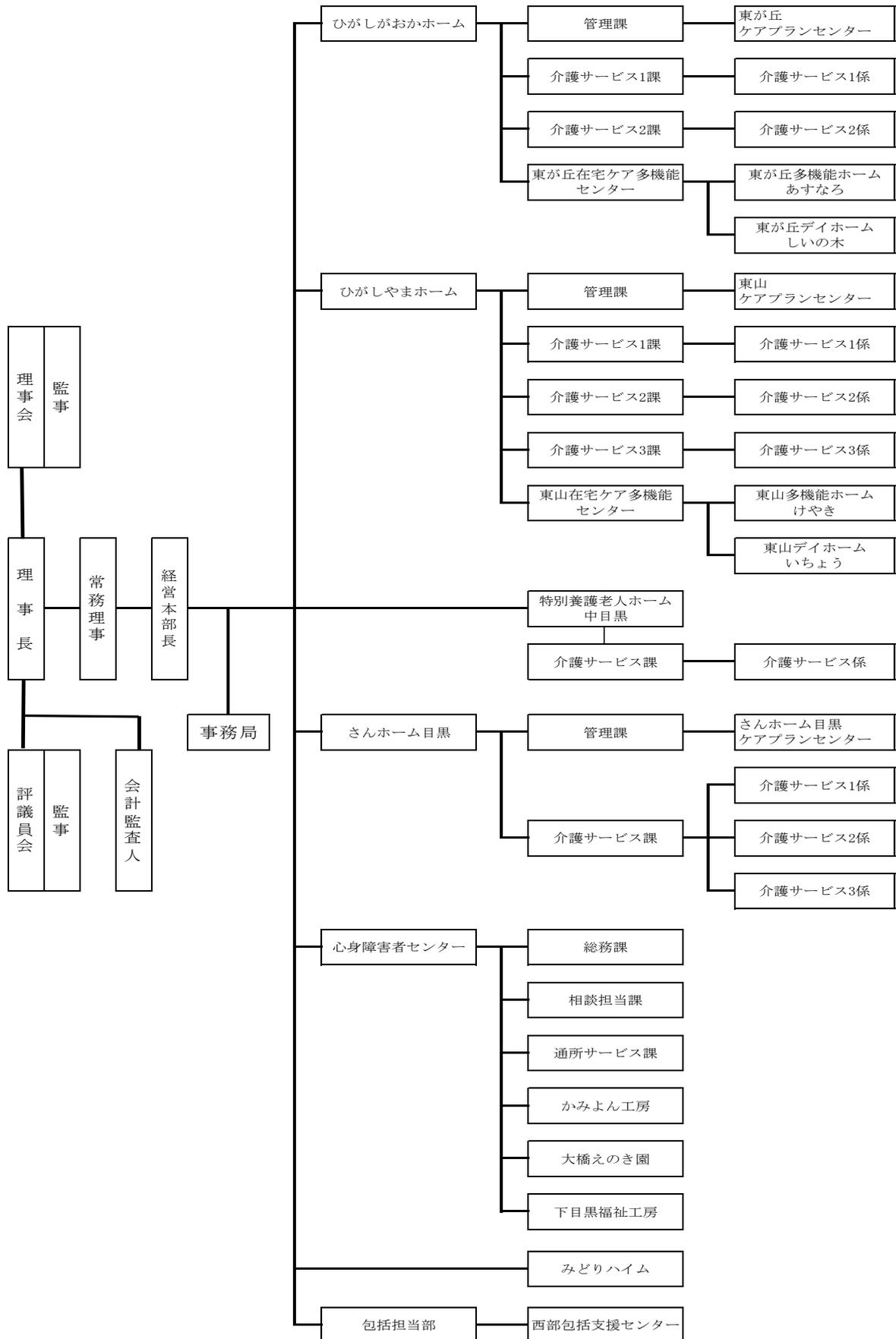
経営理念を実現するため当事業団が目指す基本的な目標として「経営目標（平成30年度～令和10年度）」を次のとおり定めました。なお、状況の変化により必要が生じた場合は、目標年次前においても見直しを行います。

経営理念	経営目標
個人の尊厳を大切にします	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権尊重の理念に基づいたサービスを提供します。</li> <li>・一人ひとりの立場や個性を大切にし、自立した生活につながるように支援します。</li> <li>・プライバシーを尊重した支援を行います。</li> </ul>
地域で最も信頼され、喜ばれるサービスを提供します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者と家族に満足していただける安全・安心なサービスを提供します。</li> <li>・職員の専門的な知識や技術を高め、サービスの質の向上を図ります。</li> <li>・区立施設の役割を果たすとともに、社会の要請に応じた柔軟なサービスを提供します。</li> <li>・地域のニーズを的確に捉え、地域共生社会の実現及び地域包括ケアの推進に向けた取り組みを進めます。</li> </ul>
効率的で柔軟かつ健全な経営を行います	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高いサービスを効率よく提供し、柔軟で安定した経営を目指します。</li> <li>・施設規模や事業内容に応じた適正な経費による施設運営を行い、新たに開始する自主事業等の運営を早期に安定化させることにより、経営基盤の強化を図ります。</li> <li>・ワークライフバランスへの配慮や働きやすい職場環境を提供するなど、人材の確保・定着・育成への取り組みを強化します。</li> <li>・職員の法令遵守や業務改善意識を高めるとともに、内部管理体制の整備や積極的な情報公開を行うなど、透明性の高い法人経営を行います。</li> </ul>

# 第4 組織図

別表1 (第2条関係)

令和5年4月1日



## 第5 職員配置表

令和5年4月1日

配置先	職務等	職務等													計	
		施設長・所長	事務・福祉	介護士	生活相談員	包括（社福・ケアマネ・主任ケアマネ）	生活支援員	相談支援（専門）員	少年指導員	母子支援員・	心理	看護師・保健師	機能訓練指導員（PT・OT・ST等）	栄養士		運転手・添乗員・
事務局	正		11													11
	ス		1													1
特別養護老人ホーム東が丘	正	1	1	36	2						4	1	1			46
	ス		1	9							1			1		12
特別養護老人ホーム東山	正	1	1	47	3						4	1	1			58
	ス		1	11							2	1		1		16
特別養護老人ホーム中目黒	正	1	1	22	1						2	1	1			29
	ス		1								2					3
さんホーム目黒	正	1	1	45	2						3	1	1			54
	ス		1	16							2			5		24
東が丘多機能ホームあすなろ	正	1		7												8
	ス			3							1			7		11
東が丘デイホームしいの木	正	1		2	1											4
	ス			4							1					5
東山多機能ホームけやき	正	1		7												8
	ス			3							1			7		11
東山デイホームいちよう	正	1		2	1											4
	ス			4							1					5
心身障害者センター	正	1	2				18	5			2	1	1			30
	ス						3			1	2	2		1		9
かみよん工房	正	1					8									9
	ス		1				1							1		3
大橋えのき園	正	1					13									14
	ス		1				4				1					6
下目黒福祉工房	正	1					14									15
	ス		1				2						1			4
みどりハイム	正	1							7	1						9
	ス															0
西部包括支援センター	正	1				11					3					15
	ス					2										2
東が丘ケアプランセンター	正				3											3
	ス															0
東山ケアプランセンター	正				3											3
	ス															0
さんホーム目黒ケアプランセンター	正				3											3
	ス															0
計	正	14	17	168	19	11	53	5	7	1	18	5	5	0		323
	ス	0	8	50	0	2	10	0	0	1	14	3	1	23		112
令和4年4月1日現在	正	14	19	165	22	11	49	4	7	1	19	5	5	0		321
	ス	0	6	56	0	1	12	0	0	1	11	6	1	27		121

注) 1 「正」は正規職員の略です。  
 2 「ス」は契約職員(スタッフ)の略で、嘱託医を含みません。

## 第6 重点的な取り組み

事業団は、目黒区の福祉の向上に寄与することを目的として設立された社会福祉法人として、令和5年度において、次に掲げる事項に重点的に取り組みます。

### 1 個人の尊厳を大切に、満足していただける安全・安心なサービスの提供

特別養護老人ホーム、在宅ケア多機能センターでは、利用者一人ひとりのニーズを踏まえて施設・介護サービス計画書に沿ったサービス・支援の提供を行います。利用者が歩んできた背景にも着目し、理解をしたうえでその人らしさの保持に基づくケアを実践することにより生活の質の向上を図っていきます。また「人権・サービス評価表」及び「虐待の芽チェックリスト」を活用し、さらなる人権意識の向上を図ります。障害者施設では、外部委員を招いての権利擁護・利用者支援研究会を継続し、虐待や不適切な支援の予防にとどまらず、一人ひとりの障害特性に応じたより良い利用者支援につながる方策について検討を進めます。みどりハイムでは、「児童虐待防止対応マニュアル」を基に、職場内研修を開催し、虐待予防・防止する取り組みを推進します。また、虐待や疑いがあるケースは、関係機関と連携を図り早期に対応していきます。

その他の施設・事業でも、定期的な人権研修の実施などにより、虐待防止を含めた人権尊重への取り組みを継続します。

新型コロナについては、目黒区、保健所並びに目黒区医師会等の関係機関と連携し、全施設・事業において、引き続き予防対策の徹底、強化を図るとともに、利用者の皆様がサービスを安定的・継続的にご利用いただけるよう取り組みます。

### 2 区立施設としての役割を果たすとともに、地域共生社会の実現を目指す取り組み

目黒区より新たに委託を受け、令和5年度より特別養護老人ホーム東が丘のショートステイ10床のうち1床を緊急ショートステイ用として確保し、介護者の冠婚葬祭、急な入院等に伴う利用者の受け入れ、その他の事情により区から要請のあった利用者の緊急受け入れを行います。

ボランティアの受け入れ、地域貢献事業はコロナ禍で休止等の状況が続いていますが、感染対策を講じ、可能な範囲、方法で従前の「地域はつらつセミナー」、「いきいきサロン・会食サービス」などを開催し、「生きがいつくり」、「安心して過ごせる」、「相談、交流できる」場づくりを進めていきます。

在宅ケア多機能センターでは、地域に開かれた施設として地域との交流を進め、センターの認知度を高めるとともに利用率の向上に努めます。

心身障害者センターでは、区内において特定相談支援事業の職員、事業所が不足傾向にある現状を踏まえ、当センターの特定相談支援事業の相談支援専門員を増員して積極的に新規ケースを受け入れます。かみよん工房では地域の方々を対象とした「パン作り体験教室」、「就業体験」等を開催するなど、地域における交流を促進します。大橋えのき園では、施設前での自主生産品販売を行うことで利用者の作業意欲や活動参加への意識づけが定着するよう努めます。また、地域住民との交流、地域イベント参加場面において、自主生産品を通じての施設の認知度向上に努めます。下目黒福祉工房では、目黒区からの新たな

な委託を受け障害者の通所支援事業終了後における活動の場の確保、共働きやひとり親等の障害者世帯の就労を支援することを目的とした、利用時間外活動支援事業（日中一時支援）を実施します。

みどりハイムでは、地域で生活するひとり親家庭への支援について、地域の関係団体の協力を得ながら進めていきます。

包括支援センターでは、地域包括ケアシステム構築の深化に向けて、高齢者を中心として、子どもから障害をもつ人までの相談についてワンストップ機能強化を図ります。また、目黒区並びに地域の様々な団体や関係機関と連携し、地域ケア会議を充実させ、地域課題の発見と解決策を検討し、新たな社会資源の開発に取り組みます。

ケアプランセンターでは、利用率の向上に引き続き取り組むとともに、安定的な人材確保による事業運営、収支改善が図れるよう、現行の3事業所の在り方について、地域の事業所数などの状況を踏まえ、施設の集約化等の見直しを進めます。（東が丘ケアプランセンターを5月末で廃止する予定です。）

### 3 質の高いサービスを安定的に提供できる人材の確保・定着・育成

採用が困難な介護士の確保は、令和4年度に引き続きインターネット（Web）を活用した、説明会、応募受付、面接などを継続し、就職活動者のニーズにあった採用活動を継続します。また、インターンシップや施設見学の積極的な実施、就職フェアへの出展も継続していきます。特定技能（介護）に該当する海外人材の受け入れを継続して行います。

多様な働き方の希望に対応するため、現在、「限定正社員」（仮称）の導入の検討を進めており、「仕事と生活の調和」の実現に配慮した制度設計を進めていきます。

職員の育成については、職層に応じた研修を計画的に実施し能力向上を図ります。外部研修の参加に際しては、現在はコロナ禍のため、インターネット（Web）により参加します。各施設において利用者への介護支援及び相談支援技術等の向上を図るためのOJTを引き続き、丁寧に行います。

労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックを毎年実施し、メンタルヘルス不調の自覚のない職員の発見、対応を行っています。また、当事業団の目標管理や自主申告制度で上司、施設長が職員と個別にヒアリングを行う際、コロナ禍等による精神的負荷などについても、相談を受けるなど、不調の未然防止に努めています。

### 4 効率的で安定した事業運営と法人の経営基盤の強化

平成29年度に策定した第三次経営計画では、本部運営費補助金等の見直しや高齢者施設の指定管理料の見直しなどを盛り込んだ収支計画を作成しましたが、在宅ケア多機能センターの利用率の伸び悩み、地域包括支援センターの2か所の指定管理終了、加えて令和2年初頭に発生した新型コロナの3年余に及ぶ感染拡大の影響等を受けたこと、また、新設のさんホーム目黒の竣工が、国による既存建物の解体工事の遅れにより1年遅れたため、「第3次経営計画」で策定した収支計画の見直しが必要となり、令和4年度に検討チームを立ち上げ、現在、組織・人員配置、人事・給与制度見直しPTに細分化し見直しを行っています。令和5年7月頃を目途に同収支計画の改定を行う予定です。

## 第7 全施設・事業共通の取り組み

施設長は経営における社会的責任を自覚し、施設が目指す目標の実現に向けてリーダーシップを発揮し、法人の経営理念、経営方針及び経営目標を明示するとともに、職員に周知徹底を図り円滑な業務遂行に向け、以下の取り組みを行います。

### 1 運営管理

#### (1) 会議

利用者のニーズに応え、合理的な施設の管理運営を図るため、各種会議を通じて積極的な意見交換や検討を行い職員の意見を反映させながら施設運営を行います。

#### (2) 委員会

利用者サービスの向上と業務の見直しをするために各種委員会を設置します。その中で問題解決に向けて各委員会の担当職員が主体的に調査、検討、実施します。

#### (3) 福祉サービス第三者評価

サービスの改善に資するため、第三者評価を定期的に受審します。評価の結果、指摘を受けた課題について解決・改善に向け取り組み、また、実施できている項目は維持するよう努めます。

#### (4) 苦情、要望

事業所ごとに、サービス内容に関する相談や苦情の窓口及び責任者を設置し、要望・苦情等に速やかに対応します。

さらに、法人に苦情解決第三者委員を設置し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進します。

#### (5) 個人情報保護

事業団の「個人情報保護規程」及び目黒区との「施設の管理の業務に係る個人情報取扱覚書」に基づき、個人情報に関する帳票及び管理体制などの点検を実施し、各施設における個人情報保護の徹底に努めます。

特定個人情報（マイナンバー）については、事業団の「特定個人情報取扱規程」及び目黒区との委託契約における仕様に基づき、適切に取り扱います。

#### (6) 防災対策

防災計画は、火災や地震などを想定して策定し、定例的な訓練及び地元町会などと共同した総合防災訓練を実施します。

事業団では、大規模災害発生時に、利用者の安全を図るとともに、事業の維持・継続に向け速やかに行動できるよう「大規模災害対策計画」を策定しています。同計画に基づき、訓練・研修等を計画的に実施します。

#### (7) 地域との交流

地域住民や学校などからの施設行事などへの参加や体験学習、施設見学を積極的に受け入れます。さらに、施設利用者が地域行事へ参加し地域との交流を深めます。

また、地域の人や関係機関を対象に、施設の機能や専門性を活かした事業（家族介護教室、いきいきサロン・会食サービス、地域はつらつセミナー、活動場所の提供、講師派遣など）

を行います。

#### (8) ボランティアの受け入れ

ボランティアが継続的に活動できるように、さらに、積極的に受け入れられるよう態勢を整備します。また、利用者・ボランティア双方にとってよい機会となるようにサポートしていきます。

#### (9) 実習生の受け入れ

福祉人材の育成は、社会福祉法人の重要な役割と認識し、介護福祉士などの実習生を積極的に受け入れ、人材育成に努めます。

#### (10) 情報発信

サービス内容や行事並びに事業報告書や決算報告書などは、各施設での掲示や窓口配布、関係機関への送付など、わかりやすく説明するとともに、積極的に情報開示します。

また、ホームページ等を活用してタイムリーな情報発信に努めます。

#### (11) 職員提案制度

職員個々が持つ能力や創意工夫を最大限に引き出し、利用者サービスの向上と効率的な事業運営を図ります。

### 2 職員育成・管理

#### (1) 目標管理・人事考課制度

「よりよい仕事をするための仕組み」として「目標管理・人事考課制度」を引続き実施します。面談を通じて、職員と上司とで目標を共有することで、やる気や取組み、成果に応え、人材育成や能力開発、人材の定着に活かします。

なお、同制度については、実施方法等について見直しを行います。

#### (2) 研修（専門研修）

各施設では、職員の資質向上のため、契約職員・新任職員研修や専門研修を施設内で実施するとともに、東京都社会福祉協議会などが開催する研修にも積極的に参加します。また、日常の職務を通して OJT に努めます。

#### (3) 健康管理

職員に対し、定期健康診断（夜勤従事者は年2回）及び婦人科健診を実施するとともに、直接処遇職員（介護・看護・生活支援員等）については、腰痛健診を年2回（新規配属時には別途1回）実施し、腰痛予防に努めます。

労働安全衛生法に基づき、メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施します。

また、各施設において衛生委員会を設置または衛生推進者を選任し、職員の健康保持と職場環境の整備を図ります。

### 3 利用者サービス

#### (1) 人権意識の徹底

身体拘束等のない利用者の人権を尊重したサービスを提供するとともに、虐待防止法に基づきサービス提供の中で虐待を発生させない仕組みを整備し、虐待の防止に取り組みます。

(2) プライバシー保護の徹底

各施設における介護・支援・相談などは、利用者のプライバシーの保護を徹底します。

(3) 安心・安全なサービス提供

利用者が安心して施設を利用できるよう環境整備・衛生管理を行うとともに、安全な介助のために効果的に福祉機器を活用します。

また、事故記録の分析による予防対策及び危機対応マニュアルの活用によるインフルエンザなどの感染症対策に努めます。

## 第8 事務局

事務局は、事業団の効率的かつ健全な運営を図るため、法人本部としての機能を果たすとともに各施設間の連絡・調整を行います。

### 1 令和5年度の重点的な取り組み

#### (1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

- ① 区との協議に基づき、本部運営補助や指定管理料の見直しを実施し、財務基盤の強化を図ります。

実施内容	方法
収支計画に基づき、財務運営の自立化を進めていきます	第3次経営計画で策定した収支計画が、その後の状況変化等により計画のとおり進捗していないため、事業収入の増、支出の削減に向け、令和4年度に立ち上げた、組織・人員配置、人事・給与制度見直しPTによる検討を継続して行います。令和5年7月頃を目途に同収支計画の改定を行う予定です。
事業収益による本部運営への転換を図っていきます	
将来の退職手当支払いに必要な資金を確保していきます	

- ② 自主事業、新規施設の安定的な運営を目指します。

実施内容	方法
さんホーム目黒及び特別養護老人ホーム中目黒の安定的な運営を支援します	令和3年8月に新規開設した、さんホーム目黒及び令和5年3月に事業を再開した特別養護老人ホーム中目黒の安定的な運営の実現及び事業再開後、早期に運営が軌道に乗るよう支援します。
ケアプランセンターの安定的な運営体制を検討します	現在、組織・人員配置見直しPTの検討課題の一つとしてケアプランセンター3か所の安定的な運営を検討しており、集約化等も含め検討を進めます。

- ③ 計画的な人事管理に努めます

実施内容	方法
介護人材の確保に努めます	人材確保に向け令和4年度に引き続き、新卒や未経験者の早期戦力化のため、外部実習や初任者・実務者研修などの配属前受講など適切に実施していきま 特定技能(介護)に該当する海外人材の受け入れを継続して行います。
職員の定着・育成に努めます	令和4年度に引き続き、人材確保PT及び職員参加による採用チームと連携して人材確保策を実施します。インターネット(Web)、LINE(SNS)を活用した、説明会、応募受付、面接などを継続し、就職活動者のニーズにあった採用活動を行います。また、インターンシップや施

	<p>設見学の積極的な実施、就職フェアにへの出展も継続していきます。</p> <p>職員の育成については、年間研修計画に基づき職層研修等を実施するとともに、OJT及び目標（業務）管理制度の活用を図ります。</p> <p>多様な働き方の希望に対応するため、現在、「限定正社員」（仮称）の導入の検討を進めており、「仕事と生活の調和」の実現に配慮した制度設計を進めていきます。</p> <p>職員の定着や働きやすい職場づくりのための福利厚生や身体への負担軽減措置等への提案を行うとともに実施に繋げていきます。</p>
<p>ストレスコントロール、腰痛防止など職員の心身の健康管理に努めます</p>	<p>労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックを実施します。また、制度の周知や産業医との連携を行い、職員のメンタルヘルス不調の未然防止に努め、対応していきます。</p>

④ 積極的に情報を提供し、十分な説明責任を果たします

実施内容	方法
<p>ホームページの活用等、情報を可能な限り提供し、タイムリーな情報の発信を行います</p>	<p>新型コロナに係る情報提供をホームページを通じて適宜行うとともに、面会制限等によるご家族への影響を考慮し、ホームページを通じて、施設での利用者の生活状況や活動状況を知ることができるよう、情報更新を頻回に行うなど充実を図ります。</p>

⑤法人として適正な業務を実施していくための取り組みを強化します

実施内容	方法
<p>新型コロナの取り扱いが変更されることに伴う影響を検討し、適切な対応を行います</p>	<p>新型コロナの取り扱いが、令和5年5月に「2類相当」から「5類」に引き下げになることから、利用者への影響、運営面への影響等について情報収集に努め、施設と連携して適切に対応していきます。</p>

⑥ 健全な財務規律を確保します

実施内容	方法
<p>法人の経営状況・財務状況を正確に把握し、透明性の高い財務管理を行います</p>	<p>計算書類の作成を正確かつ迅速に行い、各事業別の経営状況等を的確に把握し、適正な財務管理を行います。</p> <p>また、経営会議における収支報告を継続し、適切に予算・実績の管理を行い、財務規律の確保に努めます。</p>
<p>職員の経営感覚・コスト意識の徹底を図ります</p>	<p>社会福祉法人の経営指標の活用や同種施設の契約状況等を把握し、適正なサービスの提供に必要なコストの明確化に取り組みます。</p>

## 2 運営管理

### (1) 理事会・評議員会

法人運営における重要事項を決定するため、理事会・評議員会を開催します。

開催時期	予定される主な議案
6月	前年度事業報告及び決算報告、補正予算（第1号）
9月～10月	補正予算（第2号）
3月	補正予算（第3号）、次年度事業計画及び予算

\*必要に応じて臨時に開催します。

### (2) 運営協議会

地域や利用者の意見を法人運営に反映させるため、運営協議会を年2回程度開催します。

### (3) 会議

事業運営における重要事項の検討及び目黒区と協議・調整する事項並びに施設間相互の調整など、円滑な事業執行を図るため経営会議及び拡大経営会議を定例で開催します。

### (4) 人事・給与

採用事務や給与計算は、引き続き事務局において一括して効率的に処理します。

### (5) 経理

各施設の会計処理は、引き続き事務局において一括して効率的に処理を行い、会計基準に基づいた拠点区分、サービス区分毎の収支を把握することにより、より効率的・効果的な経費の執行に努めます。

また、社会福祉法人制度改革の一環として導入された「社会福祉法人財務諸表等開示システム」への対応、内部管理体制の整備、会計監査人による監査等により制度に則った透明性の高い財務諸表の作成を行います。

## 3 職員育成・管理

職員育成については、それぞれの階層・経験年数において必要な知識・技能など職務遂行能力の向上を図ります。

また、健康管理及び福利厚生制度の実施など職員にとって働きやすい環境を整えます。

### (1) 職層研修の実施

- ① 新人職員研修
- ② 入社2年目研修
- ③ 中堅職員研修（サービス専門職A・総合職）
- ④ 総合職転換者研修
- ⑤ 中堅職員研修（ステップアップ・フォローアップ）（総合職）
- ⑥ 指導職（2級）研修（昇格時・5年目・7年以上）
- ⑦ 指導職（1級）研修（昇格時・3年目・5年以上）
- ⑧ 管理職（2級）研修（昇格時・3年目・5年以上）

(2) 目標管理・人事考課研修

- ① 考課者研修
- ② 被考課者研修

(3) 職員の福利厚生・健康診断の実施

- ① 定期健康診断・婦人科健診・夜勤者健診・腰痛健診
- ② ストレスチェック

4 介護・福祉人材育成事業

平成 30 年度から新たに受託した介護・福祉人材育成事業について、3 ヶ年の実績や参加者からの要望を踏まえ、以下の通り取り組みます。

(1) 研修事業

区内介護事業所の介護職員等に対して、スキルアップ研修(全 11 回)を実施することにより、業務にやりがいを持って従事する介護職員の定着や、介護サービスの質の向上を図ります。

コロナ禍の状況が続いていることや参加者のニーズに合わせ、本年度も Web 開催を継続し参加しやすい環境を整えます。

(2) 介護職員相談事業

区内介護事業所の介護職員等に対して、業務上の悩みを相談できる相談事業を実施することにより、介護職員の離職防止を図ります。

受付方法については、毎週水曜日 14:00~16:00 の電話受付の他、メール、FAX により常時受け付けることにより、相談しやすい環境を整えます。

## 第9 特別養護老人ホーム

### 1 施設の概要

#### (1) 施設

事業所名	目黒区立特別養護 老人ホーム東が丘	目黒区立特別養護 老人ホーム東山	目黒区立特別養護 老人ホーム中目黒	さんホーム目黒
所在地	目黒区東が丘 1-6-4	目黒区東山 3-24-6	目黒区中目黒 5-7-35	目黒区目黒 3-20-8
利用定員	介護老人福祉施設 100人 (1371000280)	介護老人福祉施設 130人 (1371000777)	介護老人福祉施設 55人 (1371000272)	介護老人福祉施設 96人 (1371005255)
	短期入所生活介護 10人 (1371003789)	短期入所生活介護 10人 (1371003805)	短期入所生活介護 5人 (1371003813)	短期入所生活介護 10人 (1371005248)

#### (2) 職員体制

職種	東が丘			東山			中目黒			さんホーム目黒		
	正規	契約	計	正規	契約	計	正規	契約	計	正規	契約	計
管理者	1		1	1		1	1		1	1		1
医師		5	5		5	5		3	3		5	5
生活相談員	2		2	3		3	1		1	2		2
介護支援 専門員	(2)		(2)	(3)		(3)	(1)		(1)	(3)		(3)
介護職員	36	9	45	47	11	58	22		22	45	18	63
看護職員	4	1	5	4	2	6	2	2	4	3	2	5
栄養士	1		1	1		1	1		1	1		1
機能訓練 指導員	1(1)		1(1)	1	1	2	1		1	1	0	1
事務・福祉	2	1	3	2	1	3	1	1	2	2		2
運転手 ・添乗員		(7)	(7)		(7)	(7)					4	4
用務		1	1		1	1					2	2

※脚注1：介護職員及び看護職員については、上表の他にパート職員がいますが、勤務日数等に変動があるため掲載していません。

※脚注2：( ) は兼務者数となります。

### 2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者の人権を何よりも大切にし、利用者一人ひとりに合ったより良いサービスを提供します。
- (2) 安全で安心して生活していただけるよう、事故防止や適切な医療連携に努めるとともに、災害などの緊急事態への適切な対応を図ります。
- (3) 医療的ケアが必要な方の受け入れ、緊急一時保護への対応、認知症ケアや看取りケアへの積極的な取り組みなどにより、区立施設としての役割を果たしていきます。

- (4) 地域の一員として施設の持つ能力を最大限活用し、地域や住民に役立ち貢献できる開かれた施設運営を行い、地域福祉の向上に努めます。

### 3 令和5年度の重点的な取り組み

#### (1) 推進計画（特別養護老人ホーム共通）

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

##### ① 人権意識の徹底を図り、身体拘束のない介護・支援を継続し、虐待防止に取り組みます

実施内容	方法
サービス提供や支援の中で、虐待を予防・防止する取り組みを推進します	高齢者虐待防止法の理念に基づき、人権指針等を基に人権研修を年2回実施します。 また人権委員会では、「人権・サービス評価表」及び「虐待の芽チェックリスト」を活用し課題の把握と改善に努め、さらなる人権意識の向上を図ります。

##### ② 大規模災害対策などリスクマネジメントを推進します

実施内容	方法
新型コロナの予防対策を徹底し、発生と蔓延を防ぎます	新型コロナの感染予防対策を引き続き徹底して行います。 また、同感染症の取り扱いが「2類相当」から「5類」に引き下げられる見込みであることから、その影響について情報収集を行い、適切に対応していきます。

##### ③ 施設の地域への貢献を進めます

実施内容	方法
地域交流スペースを有効活用し、地域に開かれた施設づくりに取り組みます	国の動向等を踏まえながら、地域交流スペースを活用した活動を徐々に再開していきます。また、開催にあたっては、感染症対策を図り、安心して参加できる環境づくりに取り組みます。

##### ④ 計画的な人事管理に努めます

実施内容	方法
介護人材の確保に努めます (継続)	ホームページやSNSの活用をさらに見直し、施設や法人の魅力を発信し、募者の拡大を図ります。また、広く人材が集まるよう勤務や雇用形態等の見直しを進めます。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

① 特別養護老人ホーム東が丘

項目	方法
ホームでの生活の様子を写真で紹介するなど、ホームページなどで情報を発信します	年間予定を立て、施設での様子をタイムリーに発信します。また、利用者家族などへの情報は SNS を活用し毎月配信します。
感染症の対応実施をしながら面会方法を段階的に見直していきます	利用者の感染予防を取りつつ、最新の情報に対応しながら段階的に面会方法や内容を見直していきます。

② 特別養護老人ホーム東山

項目	方法
日常の生活の様子や施設での様子を、ご家族に伝えます	感染防止対策を行ったうえで、面会方法を見直し面会の機会をふやします。また、ご家族の行事への参加や、可能な範囲を徐々に広げていけるようにし、施設内での様子を外部にも発信していきます。
地域との繋がりや外部の方と触れ合える機会をつくります	施設内でのボランティア活動の再開を検討し、日常生活の活性化を図ります。また、外出の機会を拡げ、地域の活動への参加や、施設の行事への地域の方の参加など、できる範囲から始め、広げていきます。

③ 特別養護老人ホーム中目黒

項目	方法
利用者の個性を活かしたサービスを提供します	利用者の「好きなこと」「楽しいと思うこと」「やってみたいこと」などを本人や家族から聞き取り、サービス計画書に反映させ実践します 利用者の自立支援を目指し、「その人ができること」を継続できるように日々の様子を観察しながらサービス内容を検討していきます。
ご家族や地域に向けて、施設を知ってもらえるよう情報を発信していきます	日常の生活や行事、レクリエーションなどの様子をホームページや中目黒だよりで計画的に発信します。 利用者の日常の様子を映像でも情報提供するとともに、面会制限を緩和していきます。

④ さんホーム目黒

項目	方法
お一人おひとりの生活に合わせたサービスを提供します	お一人おひとりの一日を「24時間シート」を活用して把握し、できる限りそれに合わせた生活ができるように支援していきます。 個人活動、グループ活動、全体活動（行事）を組み合わせ、

	ホームでの生活が楽しいものになるよう支援していきます。
ご家族等にホームでの生活の様子を発信していきます	ホームページ等を活用してホームの様子を広く紹介するとともに、ご家族等に向けて発信するシステムを構築し、ご家族等との連携を深めます。

(3) 目標利用率（特別養護老人ホーム共通）

特別養護老人ホームの利用率は、97%とし、目標利用率を達成するため、空床期間の短縮や入院中の利用者のベッドを有効活用して、短期入所生活介護（ショートステイ）の利用者を受け入れます。

短期入所生活介護事業の利用率は100%を目標とし、目標利用率を達成するため、居宅介護支援事業所へ空床状況等の情報配信を行います。

4 サービス内容

特別養護老人ホームと短期入所生活介護（ショートステイ）の介護サービスは一部を除いて同様に提供します。

(1) 入所前の事前説明

新規入所者に対して、サービス内容やサービス提供体制等の情報提供と契約書や重要事項説明書の内容を理解したうえで入所して頂けるように事前に説明を行います。

(2) 施設サービス計画・（介護予防）短期入所生活介護計画（以下「サービス計画」）の立案

サービス計画は自立支援と生活の質の向上を目的とし、利用者及び家族等の意向、要望を可能な限り反映させて作成します。

(3) 介護

介護にあたっては同性介助に努めるなど人権に配慮し、利用者個々のサービス計画に沿って入浴・排泄・食事など必要な介助を行います。また、自立支援の観点から、できることは利用者自身で行えるよう支援し、残存能力の維持向上を図ります。

① 入浴の介護

入浴は、利用者の健康状態に応じて週2回以上行います。体調不良等により入浴できない方には清拭（せいしき）を行います。

② 排泄の介護

一人ひとりの心身の状態を確認して、自立に必要な援助を行います。おむつを使用せざるを得ない場合は、個人の状況に応じた適切な方法により適時援助を行います。

③ 食事の介護

利用者の嚥下機能や心身状態に応じて、安全に自立して食事ができるように援助します。食事は、常食のほか、利用者の咀嚼・嚥下機能、消化・吸収機能などの身体状態に合わせた食形態で提供します。

四季折々の行事食や、メニューを選べる選択食を提供します。

(4) 栄養ケアマネジメント

管理栄養士が、医師をはじめ他の専門職と共同して、各利用者の栄養状態を把握し、一人ひとりの摂食・嚥下機能に合わせた栄養ケア計画を作成し、栄養状態の維持・改善に努めます。また、医師の指示により療養食にも対応します。

(5) 健康管理

- ① 託内科医師、嘱託精神科医師及び看護師が、日常の心身の健康管理を行い、必要に応じて健康保持のための適切な手当、援助を行います。
- ② 年1回定期健康診断を行います。
- ③ 施設内感染予防のために予防接種、感染症予防対策を実施します。
- ④ 夜間看護師を配置して、医療的ケアの必要な利用者が安心して介護を受けられるようにします。
- ⑤ 下記の病院に協力を依頼し、利用者の緊急対応の便宜を図っています。

厚生中央病院	東京共済病院	日扇会第一病院	碑文谷病院
本田病院	三宿病院	目黒病院	

(6) 口腔ケアマネジメント

歯科医師や歯科衛生士の指導助言を受け、利用者一人ひとりの口腔ケア計画を作成し、口腔内の機能維持を図ります。

(7) 看取りケア

利用者及び家族等の要望があり、主治医が看取りの時期であると判断した場合に看取りケアを実施します。

実施の際には「看取りケア指針」に基づき、利用者及び家族等の意向を反映した看取りケア計画を作成し、それに沿って「その人らしい尊厳ある看取り」を実施します。

(8) 機能訓練

利用者の意向と生活状況を踏まえて個別機能訓練計画を作成し、機能訓練指導員と多職種が共同・連携して、生活場面で以下の機能訓練(生活リハビリ)を行います。

- ① 心身機能と生活能力の維持に努めます。
- ② 福祉機器を活用しながら利用者の持つ生活能力を活かした自立支援を行います。
- ③ 精神面及び生活の活性化を図ります。
- ④ 安心して過ごせるように居室のベッド周辺や車いす等の生活環境の調整をします。

(9) レクリエーション等

- ① 行事・クラブ活動・趣味活動などは、利用者の希望や自主性を尊重し、家族やボランティア等の協力を得ながら計画的に実施します。
- ② 施設内で楽しみ、くつろげる場を提供するため、ボランティアなどによるホーム喫茶を実施します。
- ③ 利用者の重度化にともない活動参加が難しくなっていますが、参加が可能となるよう工夫し小グループや個別レクリエーションなどを行います。

(10) 生活相談

利用者の心身の状況、その置かれている環境などを的確に把握するように努め、利用者及び家族等に対し介護や日常生活に関する様々な相談に応じ、必要な援助を行います。

(11) 利用者・家族等の声を反映

利用者集会及び家族懇談会等を定期的で開催し、意見・要望を直接聞く機会を設けます。また、利用者及び家族等を対象とした満足度調査(アンケート)を年1回実施し、サービスの向上に活かします。

区分	東が丘	東山	中目黒	さんホーム目黒
家族懇談会	年4回	年3回	年3回	年4回
利用者集会	毎月	毎月	毎月	随時
利用者懇談会	年2回	年4回	年2回	年2回
満足度調査	年1回	年1回	年1回	年1回

## 5 活動予定表

### (1) 日課表

時間	特別養護老人ホーム共通
6:30～	起床、着替え、洗面
7:45～	朝食、口腔ケア
9:30～	朝の会、入浴
10:00～	レクリエーション、クラブ活動、お茶等
12:00～	昼食、口腔ケア
14:00～	入浴、レクリエーション、クラブ活動
15:00～	お茶等、おやつ（東が丘、東山、中目黒：週3回）
18:00～	夕食
19:00～	口腔ケア、着替え、就寝
20:00～	お茶等、服薬
21:00～	消灯（東が丘、中目黒、さんホーム目黒）
22:00～	消灯（東山）

※脚注：上記の日課表の他、排泄介助は定時と随時（個別に合わせた時間）で行います。また、体位変換は2～3時間ごとで行います。

### (2) クラブ活動

東が丘	東山	中目黒	さんホーム目黒
書道クラブ	書道クラブ	書道クラブ	書道クラブ
コーラスクラブ	コーラスクラブ	コーラスクラブ	コーラスクラブ
陶芸クラブ	フラワーアレンジメント	朗読クラブ	映画クラブ
バック手芸クラブ	すみれクラブ	器楽クラブ	音楽クラブ
ハーモニカクラブ	手工芸クラブ	手話ダンス	園芸クラブ
音楽クラブ	折り紙クラブ		
	生け花クラブ		

(3) 年間行事予定

月	東が丘	東山	中目黒	さんホーム目黒	行事食 (共通)
4	お花見	お花見	お花見	お花見	
5	端午の節句 菖蒲湯	端午の節句 菖蒲湯 風船バレーボール	端午の節句 菖蒲湯	端午の節句 菖蒲湯	端午の節句膳
6	おやつ作り 保育園交流会 買物サロン	ホットケーキ作り	おやつ作り	おやつ作り	
7	七夕交流会 (幼稚園) お盆供養 花火大会	七夕 お盆供養	七夕 お盆供養	七夕 お盆供養	七夕メニュー 土用丑の日
8	夏祭り	昭和週間 夏祭り	花火を楽しむ会	花火を楽しむ会	お祭メニュー (8月 ～10月)
9	敬老会 幼稚園交流会	敬老会	秋祭り 敬老会	敬老会	敬老祝い膳
10	運動会 保育園交流会	貝塚まつり (秋祭り) ホットケーキ作り	おやつ作り	運動会	
11	買物サロン	お芋を食べる会 風船バレーボール	演奏会 お寿司の日	演奏会 お寿司の日	
12	望年会 柚子湯	望年会 柚子湯 ケーキバイキング	望年会 柚子湯	望年会 柚子湯	望年会メニュー 年越しそば
1	新年会 初詣	新年会 獅子舞鑑賞会 初詣 お汁粉を食べる会	新年会 初詣 お汁粉を食べる会	新年会 初詣 お汁粉を食べる会	おせち料理 七草粥
2	節分豆まき おやつ作り	節分豆まき お好み焼き作り	節分豆まき	節分豆まき	福内膳
3	桃の節句 お花見	桃の節句 寿司バイキング お花見ドライブ	桃の節句 お花見	桃の節句 お花見	桃の節句膳

※脚注1：お祭りや行事に合わせて事食を提供します。

※脚注2：近隣の保育園等の訪問が不定期にあります。

(4) 月間行事予定

	東が丘	東山	中目黒	さんホーム目黒
活動内容	ホーム喫茶	ホーム喫茶	和風喫茶	ホーム喫茶
	個別及びグループ活動	個別及びグループ活動	個別及びグループ活動	個別及びグループ活動
	個別及びグループ外出	個別及びグループ外出	個別及びグループ外出	個別及びグループ外出
	東が丘バンド	コーヒー喫茶		コーヒーを楽しむ会
		映画鑑賞会		おやつ作り (ユニット毎)
		二胡・三線演奏会	歌の会	
		演芸等鑑賞会		
		ハンドマッサージ		
	ドッグセラピー			

6 緊急ショートステイ

介護者の急な疾病などに対応するため、緊急ショートステイ 1 床を特別養護老人ホーム東山、特別養護老人ホーム東が丘に確保しています。

7 緊急一時保護

在宅の高齢者がその家庭で介護などを受けられず、目黒区長が緊急に保護する必要があると認めた場合、目黒区からの要請により、その高齢者を一時的に受け入れます。

8 地域との連携

コロナ禍でボランティアの受け入れ、地域貢献等難しい状況が続いていますが、感染状況を見極め可能な範囲・方法で地域との連携に取り組んでいきます。

(1) ボランティア

① ボランティアの受け入れ

話し相手や清掃等の生活支援、クラブ活動支援、技術支援、定例行事支援、行事支援のボランティアを積極的に受け入れます。

② ボランティア懇談会

継続して活動できるように、ボランティアの意見・要望を取り入れるとともに、ボランティア同士の交流の場とします。

(2) 地域貢献活動

地域包括ケアシステムの一翼を担い、地域との連携を深めると共に、特別養護老人ホームの特徴を活かして地域に必要とされ、地域に貢献できる施設運営を行います。

① 「いきいきサロン・会食サービス」の開催

週 1 回、地域交流スペースを地域住民に開放するとともに、希望するひとり暮らし等高齢者には食事を提供します。

- ② 「地域はつらつセミナー」の開催  
地域住民を対象としたセミナーを定期開催（各施設年間3回）し、施設の持つ専門知識と経験を地域に還元します。
- ③ 地域交流スペース貸出支援事業  
地域住民を対象とした「手ぬぐい体操クラブ(毎週)」等の実施グループに地域交流スペースを貸し出します。
- ④ 目黒区の「めぐろシニアいきいきポイント事業」のサポーターに活動の場を提供します。
- ⑤ 実習・職場体験の場の提供  
介護福祉士、社会福祉士、初任者研修等の資格取得の実習や小・中学生の職場体験や大学生のインターンシップ、教員免許取得のための介護等体験、目黒区の生活保護受給者を対象とした社会体験などを積極的に受け入れます。
- ⑥ 家族介護教室(目黒区より受託)  
在宅で高齢者を介護する家族、援助者及び介護技術や知識の習得を希望される方などを対象に、家族介護教室を開催します。また、高齢者の健康を支え、在宅での生活が継続できるように、食事や栄養、健康管理についての知識を習得していただけるような講習を行います。
- ⑦ 施設見学会の実施  
介護の日（11月11日）に合わせて、多くの区民の方に目黒区の特別養護老人ホームを知っていただくために、施設見学会・介護相談会を実施します。
- ⑧ 講師派遣  
各施設には、福祉・医療の専門職員が従事しており、地域で開催される講座など社会の要請に応じた講師派遣の依頼に積極的に取り組みます。
- ⑨ 車椅子貸出事業  
施設の資源を地域で活用できるように、施設の車椅子を無料で貸出します。(原則として1回1週間の貸出)
- ⑩ 「東山サロン」の開催（特養東山）  
地域の高齢者の居場所づくりと介護予防を目的として、めぐろボランティア・区民活動センターと連携し地域のボランティアが主体となって交流サロンを月1回定期的に開催します。
- ⑪ ふれあいの居場所」の開催（特養中目黒）  
地域包括支援センターや地域住民と連携して月1回、地域の独居、高齢者世帯を中心に「決まった日時にそこへ行けば誰かがいる場所」を提供するとともに、ホーム利用者が地域の方と交流を持てる機会を支援します。

## 第 10 在宅ケア多機能センター

### 1 施設の概要

#### (1) 施設

##### ① 小規模多機能型居宅介護

事業所名	東が丘多機能ホームあすなる	東山多機能ホームけやき
所在地	目黒区東が丘 1-6-4	目黒区東山 3-24-6
介護保険 指定番号	小規模多機能型居宅介護・介護予防 小規模多機能型居宅介護 (1391000419)	小規模多機能型居宅介護・介護予防 小規模多機能型居宅介護 (1391000344)
定員	登録定員 29人 通い定員 18人(1日) 泊まり定員 7人(1日)	登録定員 29人 通い定員 18人(1日) 泊まり定員 7人(1日)

##### ② 認知症対応型通所介護

事業所名	東が丘デイホームしいの木	東山デイホームいちょう
所在地	目黒区東が丘 1-6-4	目黒区東山 3-24-6
介護保険 指定番号	認知症対応型通所介護・介護予防認知 症対応型通所介護(1391000229)	認知症対応型通所介護・介護予防認 知症対応型通所介護 (1391000237)
定員	利用定員 12人(1日)	利用定員 12人(1日)

#### (2) 職員体制

##### ① 小規模多機能型居宅介護

職種	東が丘多機能ホームあすなる			東山多機能ホームけやき		
	正規	契約	計	正規	契約	計
管理者	1		1	1		1
介護支援専門員	(1)		(1)		(1)	(1)
生活相談員						
介護職員	7	3	10	7	3	10
看護職員		1	1		1	1
機能訓練指導員						
栄養士	(1)		(1)	(1)		(1)
運転手・添乗員		(7)	(7)		(7)	(7)

##### ② 認知症対応型通所介護

職種	東が丘デイホームしいの木			東山デイホームいちょう		
	正規	契約	計	正規	契約	計
管理者	1		1	1		1
介護支援専門員						
生活相談員	1(3)		4(3)	1(4)		1(4)
介護職員	2(2)	4	6(2)	2(3)	4	6(3)
看護職員		1	1		1	1
機能訓練指導員		(1)	(1)		(1)	(1)

職種	東が丘デイホームしいの木			東山デイホームいちよう		
	正規	契約	計	正規	契約	計
栄養士	(1)		(1)	(1)		(1)
運転手・添乗員		(7)	(7)		(7)	(7)

※脚注：( ) は兼務者数となります。

## 2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者の人権を何よりも大切にし、利用者一人ひとりに合ったより良いサービスを提供し、一日でも長く在宅での生活が送れるよう支援します。
- (2) 少人数での個別ケア、柔軟なサービスの提供、専門的な認知症ケアなど、小規模多機能型居宅介護と認知症対応型通所介護のそれぞれの特長を活かしたケアを行います。
- (3) 安全で安心して利用していただけるよう、事故防止や適切な医療連携に努めるとともに、災害などの緊急事態への適切な対応を図ります。
- (4) 地域密着型施設として、地域や住民に役立ち貢献できる開かれた施設運営を行い、地域福祉の向上に努めます。

## 3 令和5年度の重点的な取り組み

### (1) 推進計画（在宅ケア多機能センター共通）

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

#### ① 人権意識の徹底を図り、身体拘束のない介護・支援を継続し、虐待防止に取り組みます

実施内容	方法
サービス提供や支援の中で、虐待を予防・防止する取り組みを推進します	高齢者虐待防止法の理念に基づき、人権指針等を基に送迎職員を含めた全職員を対象に人権研修を年2回実施します。また、人権委員会では、「人権・サービス評価表」及び「虐待の芽チェックリスト」を活用し課題の把握と改善に努め、さらなる人権意識の向上を図ります。

#### ② 大規模災害対策などリスクマネジメントを推進します

実施内容	方法
新型コロナの予防対策を徹底し、発生と蔓延を防ぎます	新型コロナの感染予防対策を引き続き徹底して行います。また、同感染症の取り扱いが「2類相当」から「5類」に引き下げられる見込であることから、その影響について情報法収集を行い適切に対応していきます。

#### ③ 地域の区民及び関係機関と施設のネットワークを構築し、協力関係を深めます

実施内容	方法
地域の町会・自治会と連携し、行事や防災訓練等協力関係作りに努めます	定期的に運営推進会議を開催し、地域の方に施設を理解してもらっただけでなく、地域の行事に参加するなど、地域の一員としてのあり方を発展させます。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

① 東が丘多機能ホームあすなろ（小規模多機能型居宅介護）

項目	方法
利用者、家族の要望等を再度確認して行きます	利用者、家族の要望等を確認しケアプランに反映させるとともに満足度の向上を図ります。
利用者送迎を工夫します	送迎の方法等を見直し柔軟な送迎体制を目指します。

② 東山多機能ホームけやき（小規模多機能型居宅介護）

項目	方法
利用されている皆さんが楽しめるように活動を工夫して提供します	活動やレクリエーションを考え、多くの方に楽しんで通所していただけるよう取り組みます。コロナ禍で中止していた食事レクやおやつ作りなど、再開します。
地域の一員として、地域の活動などに参加できる機会を増やします	地域の行事に参加したり、外出の機会を増やしたりすることで、地域との交流を図ります。

③ 東が丘デイホームしいの木（認知症対応型通所介護）

項目	方法
個別活動の拡充を図ります	利用者個々の希望を確認し活動内容を見直していきます。また、利用者の感染予防を取りつつ、最新の情報に対応しながら段階的にボランティア活動を再開していきます。
機能訓練の充実を図ります	利用者の身体状況に合わせた個別の機能訓練を充実していきます。

④ 東山デイホームいちろう（認知症対応型通所介護）

項目	方法
個別性を大切に、一人ひとりが楽しめる活動の充実に努めます	一人ひとりの『やりたいこと』『できること』を把握し、楽しみながら活動に参加していただき、活動を通じて、心身機能が活性化するように働きかけます。また、ボランティアの受け入れ、地域の行事への参加など地域との交流の機会を増やしていけるようにします。
デイでの活動状況を積極的に発信し、ご家族が安心して利用できるようにします	いちろう便りや見学会を通して、ご家族にもデイでの活動の様子を知っていただき、利用者、ご家族にとって安心できる場所にします。また、ご家族が生活上の不安について相談しやすいように積極的に関わり、関係機関とも情報共有することで、在宅での介護が継続できるように支援します。

(3) 目標利用率

- ① 小規模多機能型居宅介護では登録率 80%を目標とし、最重要課題として取り組みます。
- ② 認知症対応型通所介護では利用率を東が丘 65%、東山 80%を目標とし、さらなる利用率の向上に努めます。

#### 4 小規模多機能型居宅介護（東が丘多機能ホームあすなろ・東山多機能ホームけやき）

##### (1) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	365日（年中無休） ①通いサービス（基本時間）午前9時～午後6時 ②宿泊サービス（基本時間）午後6時～午前9時 ③訪問サービス（基本時間）24時間
休業日	なし

##### (2) 居宅サービス計画・小規模多機能型居宅介護計画

- ① 次の方針の下に、利用者の個別の状況に合わせて、居宅サービス計画（ケアプラン）と小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
  - ・少人数での個別ケアと、通い・泊まり・訪問を組み合わせた柔軟な対応により、きめ細やかな自立支援を行い、地域でのその人らしい生活を支える。
  - ・24時間365日の安心を提供するとともに、家族や地域との連携により、在宅での生活を可能な限り継続できるように支援する。
- ② 計画作成にあたっては、適切なアセスメントに基づき、本人・家族・地域の力も生かしながら、必要なサービスを柔軟に提供します。
- ③ 本人・家族へのトータルな支援のため、スタッフ全員で情報を共有し、チームケアを進めます。

##### (3) 通いサービス

###### ① 利用時間

基本は午前9時～午後6時ですが、夕食を取ってから帰宅するなど、一人ひとりの事情に合わせた利用に対応します。

###### ② アクティビティサービス

レクリエーションや趣味活動を通し、利用者相互の交流を深め、生きがいのある豊かな日常生活を送れるように支援します。決められたプログラムに合わせるのではなく、その人その人に合わせた「寄り添うケア」に努めます。

###### ③ 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な筋力の維持・向上を図るための訓練を行います。利用者の希望により身体状況にあった個別機能訓練を実施します。地域の中で生活を送っていただくよう、散歩や買物などの外出の機会を大切にします。

###### ④ 食事サービス

常食のほか、利用者の咀嚼(そしゃく)機能、消化・吸収機能などの身体状態に合わせて提供します。アレルギーなどで食べられない食品がある場合は、他の食品に代えて提供します。可能な限り利用者と職員の共同で食事の準備・調理・後片付けなどを行い、日常生活の場として過ごしていただけるようにします。

###### ⑤ 入浴サービス

利用者の状態に合わせ、個浴浴槽又は機械浴槽により提供します。提供にあたっては、健康管理、衛生管理及びプライバシー保護に配慮します。

## ⑥ 送迎サービス

ルート送迎のほか、小型車による個別送迎を行います。

## ⑦ 健康管理

施設への来所時を中心に脈拍・血圧・体温などのチェックをし、入浴時や活動中だけでなく訪問時にも全身の観察や健康状態の確認をします。急な体調変化時は、本人の意向を伺いながら家族に連絡し、速やかに通院や往診につなげます。

## (4) 宿泊サービス

通い慣れた場所、顔なじみの職員で、安心して泊まっていいただける環境づくりに努めます。病院から在宅に復帰するまでの間など、一定期間の連続した利用にも対応します。体調の変化により自宅で過ごすことが不安な時や、台風や降雪などの悪天候の際など宿泊室に余裕があれば、当日の利用希望にも応じます。

## (5) 訪問サービス

通いサービスに出かけるための準備、服薬介助、夕食後の就寝介助、通いの利用が無い日の見守りなど、状況に合わせて訪問を行います。院内介助、散歩、買い物なども、必要に応じて柔軟に対応することとしています。自宅を訪問することで、ご本人と家族の状況を全体として把握し、自宅と施設を通してトータルに生活を支えています。

訪問サービスにあたっては、訪問指示書や利用者宅見取り図の作成などにより、支援内容の明確化と職員間の情報共有に努めます。

## (6) 相談・助言等

利用者及び家族が安心して在宅生活を継続できるように、介護支援専門員が中心となり、介護・健康・栄養などについて積極的に相談に応じ、適切に助言していきます。

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

家族懇談会や活動見学会を開催し、家族間の交流を深める機会を提供するとともに在宅介護を支援するよう情報提供に努めます。

連絡ノートなどを活用し利用者の状況変化等の共有化を図ります。

## (7) 短期利用

登録定員に空きがあり、緊急やむを得ないなど一定の要件を満たす場合に7日（やむを得ない事情がある場合は14日）の範囲内で一時的に利用できる「短期利用」を実施します。

## 5 認知症対応型通所介護（東が丘デイホームしいの木・東山デイホームいちょう）

### (1) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	365日（年中無休） 午前9時～午後6時
休業日	なし

### (2) 認知症対応型通所介護計画の作成

- ① 次の方針の下に、利用者の個別の状況に合わせて、認知症対応型通所介護計画を作成します。

- ・認知症の人がその人らしい生活を続けられるよう、また家族の介護負担を軽減できるよう、認知症の専門的ケアを提供する。
- ・デイにおいてのみならず、自宅での生活も含めて、その人にとって望ましい暮らしを実現できるように支援する。

- ② 認知機能の障害を持っていても、ご本人がこれまでに獲得してきた能力や知識が自然な形で発揮されるように支援をします。
- ③ 利用者との関わりを通して行動・心理症状の背景要因などを把握し、それを職員間で共有してチームケアを進めます。

### (3) サービス内容

#### ① アクティビティサービス

レクリエーションや趣味活動を通し、利用者相互の交流を深め、生きがいのある豊かな日常生活を送れるように支援します。作業活動を通じて日常生活動作の自立度の向上及び維持を図り、その成果が自宅でも活かせるよう援助します。決められたプログラムに合わせるのではなく、その人その人に合わせた「寄り添うケア」に努めます。活動の中で達成感を感じたり、役割意識を持てるように働きかけを行い、生活への意欲を引き出すように努めます。

#### ② 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な筋力の維持・向上を図るための訓練を行います。利用者の希望により身体状況にあった個別機能訓練を実施します。地域の中で生活を送っていただくよう、散歩や買い物などの外出の機会を大切にします。

#### ③ 食事サービス

常食のほか、利用者の咀嚼(そしゃく)機能、消化・吸収機能などの身体状態に合わせて提供します。アレルギーなどで食べられない食品がある場合は、他の食品に代えて提供します。

#### ④ 入浴サービス

利用者の状態に合わせ、個浴浴槽又は機械浴槽により提供します。提供にあたっては、健康管理、衛生管理及びプライバシー保護に配慮します。

#### ⑤ 送迎サービス

送迎車により、添乗員が同乗し、自宅玄関まで送迎します。

#### ⑥ 健康管理

施設への来所時を中心に脈拍・血圧・体温などのチェックをし、入浴時や活動時にも全身の観察や健康状態の確認をします。

### (4) 相談・助言等

利用者及び家族が安心して在宅生活を継続できるように、居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員と連携し、介護・健康・栄養などについて積極的に相談に応じ、適切に助言していきます。

利用者及び家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。家族懇談会を年2回、活動見学会を年1回開催し、家族間の交流を深める機会を提供するとともに、在宅介護を支援するよう情報提供に努めます。

連絡ノートなどを活用し利用者の状況変化等の共有化を図ります。

## 6 活動予定表

### (1) 年間行事予定

月	東が丘	東山
4	お花見	お花見
5	菖蒲湯 小外出 (あすなろ)	菖蒲湯 小外出
6	おやつ作り あじさい祭り	おやつ作り
7	七夕会	七夕会
8	夏祭り	夏祭り
9	敬老会	敬老会
10	運動会 (あすなろ) 小外出 (しいの木)	小外出 秋祭り (貝塚祭りに参加)
11	住区祭り	運動会
12	望年会 柚子湯	望年会 柚子湯 ケーキ作り
1	初詣 新年会	初詣 鏡開き
2	節分	節分(茶話会)
3	ひな祭り	ひな祭り (茶話会)

※脚注：家族懇談会を年2回、活動見学会を年1回予定しています。

### (2) 月間行事予定

	東が丘	東山
活動内容	誕生会	
	近隣保育園・小学校と交流会	
	近隣散歩・外出・買い物	
	書道	
		手話ダンス (年6回)

	東が丘	東山
活動内容	歌声喫茶	動物ボランティア
	中庭キャンプ	うきうきアート (臨床美術)
	絵画	パック手芸
	Dカフェ (認知症カフェ) 参加	アロマケア
	アロマの会	フラワーアレンジメント
		音楽 (ハーモニカ・ピアノ・和太鼓 バイオリン・フルート・三味線等) コーラス・朗読

※脚注：小規模多機能型居宅介護では、毎週1回程度、食事作りとおやつ作りを行います。

## 7 地域との連携

コロナ禍でボランティアの受け入れや地域貢献等の難しい状況が続く中、感染状況を見極め可能な範囲・方法で地域との連携に取り組んでいきます。

## (1) 地域との交流・連携への取り組み

### ① 保育園・幼稚園との交流

近隣の保育園・幼稚園の間では、施設行事への園児の招待や、利用者が園の運動会に出向いて参加するなどの交流を行います。

### ② 職場体験の場の提供

中学生の職場体験や大学生のインターンシップ、社会福祉士、介護福祉士、看護師などの専門学校や教員免許取得のための介護等体験などを積極的に受け入れます。

### ③ 町会などとの連携

在宅ケア多機能センターの各運営推進会議には、地域から町会役員や地元民生委員に参加いただき、施設運営についてご意見をお聞きするとともに、施設について知っていただく場とします。

防災訓練では、町会の方に参加いただいで避難訓練などを実施します。

### ④ 地域との交流機会

散歩や買い物、地域の行事・イベントへの参加など、地域への外出を積極的に行い、その中で地域との交流機会を確保していくよう努めます。

### ⑤ 施設見学会の実施

特別養護老人ホームと合同で、施設見学会を実施します。

### ⑥ 地域への貢献

地域交流スペースを活用し、認知症や介護についての地域向け講座を開くなど、地域に貢献する事業を実施していきます。地域や施設で活動できるボランティアを育成するために、ボランティア講習会を実施します。

## (2) ボランティアの受け入れ体制

ボランティアによるさまざまな活動は、利用者にとって地域の方と触れ合う機会となるため、積極的に受け入れます。

ボランティアの担当者を明確にし、活動の希望把握から調整まで行います。また、活動しやすいように、ボランティア室を設けています。

活動終了後に提出いただく「ボランティア活動日誌」には、施設への率直な意見や要望などを記載いただき、施設運営の改善につなげます。

めぐろシニアいきいきポイント事業の「いきいきサポーター」も、ボランティアとして受け入れます。

## (3) 運営推進会議の開催

小規模多機能型居宅介護では2か月に1回、認知症対応型通所介護では6か月に1回、運営推進会議を開催し、利用状況や運営状況等を報告して情報を共有し、地域の課題について話し合う機会とします。また、小規模多機能型居宅介護では、事業所として、自ら提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、運営推進会議に報告したうえで公表します。

## 第 11 ケアプランセンター

### 1 施設の概要

#### (1) 施設

事業所名	東が丘 ケアプランセンター	東山 ケアプランセンター	さんホーム目黒 ケアプランセンター
所在地	目黒区東が丘 1-6-4	目黒区東山 3-24-6	目黒区目黒 3-20-8
介護保険 指定番号	居宅介護支援 (1371004548)	居宅介護支援 (1371004225)	居宅介護支援 (1371005057)
サービス 提供地域	目黒区全域、世田谷区 の一部	目黒区全域、渋谷区 及び世田谷区の一部	目黒区全域、渋谷区、 港区及び品川区の一部

#### (2) 職員体制

職種	東が丘			東山			さんホーム目黒		
	正規	契約	計	正規	契約	計	正規	契約	計
管理者	1(1)		1(1)	1(1)		1(1)	1(1)		1(1)
主任介護支援専門員	1		1	2(1)		2(1)	1(1)		1(1)
介護支援専門員	2(1)		2(1)	1		2	2		2

※ ( ) は兼務者数となります。

#### (3) 営業日及び営業時間

営業日・営業時間	月曜日～土曜日 午前9時～午後5時
休業日	日曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで

### 2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 本人の意思を尊重した支援を行います。
- (2) 本人の有する機能を最大限生かせる支援を行います。
- (3) 本人を取り巻く生活環境も含めた支援を行います。

### 3 令和5年度の重点的な取り組み

#### (1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

##### ① 人権意識の徹底を図り、虐待防止に取り組みます

実施内容	方法
人権意識の高い職員を育成します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修をとおり、高齢者分野に限らず、広い人権意識を持つ職員を育成します。</li> <li>・利用者への支援が「高齢者虐待」につながらないように。チェック体制を整えます。</li> </ul>

② 効率的・効果的な事業運営に取り組みます

実施内容	方法
収益の改善に向け取り組みを強化します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用率 90% を目指し収益の改善を図ります。</li> <li>・ケアプランセンター間の連携を図り、事務業務の効率化を図ります。</li> <li>・ICT の活用による業務の効率化を図ります。</li> </ul>

③ サービス向上のため職員の知識や技術を高めます

実施内容	方法
研修を積極的に受講し、専門性の向上を図ります	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部研修、施設内研修を計画的に受講し、ケアマネジメントに必要な知識、技術の向上を図ります。</li> </ul>

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

① 東が丘

項目	方法
介護保険制度の説明は、利用者・家族の状況に合わせて分かりやすく説明します	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用契約やケアプランの説明等、訪問の機会に分かりやすい説明を心がけ、また、説明内容に疑問や質問等が無いか丁寧に対応します。</li> </ul>

② 東山

項目	方法
ケアプランセンター以外の苦情、要望等の申し立て窓口の周知を再度行います	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情、要望等は、法人の苦情解決第三者委員、行政等の外部の機関への申し立て、相談ができることの案内書類を配布し丁寧に説明し周知を図ります。</li> </ul>

③ さんホーム目黒

項目	方法
利用者の不安や迷いに寄り添った支援を継続します	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者や家族の不安など気持ちに寄り添った支援を継続します。また、支援にあたり ICT 機器を活用し状況に応じた支援を迅速に行います。</li> </ul>

(3) 目標利用率

安定した事業運営と収益性の確保の両方を実現する利用率として、居宅介護支援の目標利用率を 90.0%、介護予防支援の目標利用率を 50.0%以上とします。

4 サービス内容

(1) 居宅介護支援事業

① 居宅サービス計画の作成

介護支援専門員は、利用者及びその家族と面接し、課題の把握及び分析を行い、自立支援の観点に立って居宅サービス計画を作成します。

② サービス事業者等との連絡調整

当該地域における居宅サービス事業者に関するサービスの内容などの情報を提供し、利用者のサービス選択・同意を得たうえで、サービス事業者などとの連絡調整を行います。

③ 居宅サービス計画の実施状況把握

居宅サービス計画の作成後においても利用者、家族及び居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

④ サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画を効果的かつ実現可能なものとするため、必要に応じ居宅介護等の担当者からなるサービス担当者会議を開催し、担当者から意見を求めます。

⑤ サービス提供方法等の説明等

居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅などにおいて、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法などについてわかりやすく説明します。

(2) 居宅介護予防支援事業および第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に限る）

地域包括支援センターとの契約に則り、利用者本位の自立した在宅生活を送れるよう支援を行います。

基本的なサービス内容は居宅介護支援事業の内容に準じますが、サービスの実施結果及びその効果を把握し、地域包括支援センターへ報告を行い、また、地域包括支援センターに意見を求めます。

(3) 介護保険認定調査(目黒区より受託)

目黒区との契約により、適正な介護保険認定調査を行います。

## 第12 心身障害者センターあいアイ館

### 1 施設の概要

#### (1) 施設

名 称	目黒区心身障害者センターあいアイ館
所 在 地	目黒区八雲 1-1-8
施設の種類	身体障害者福祉センター（B型）
事業の種類	生活介護（1311000655） 短期入所（1311000036） 特定相談支援（1311000990） 地域活動支援センター ・障害者活動訓練 ・施設入浴サービス（委託） ・巡回入浴サービス（委託） 身体障害者福祉センターB型 ・訪問食事サービス（委託） ・福祉機器サービス ・心身障害者に関する啓発 ・心身障害者団体が活動を行う場の提供 ・会議室等の貸し出し
利用定員	・生活介護 21人 ・短期入所 2人 ・障害者活動訓練（デイサービス15人、機能訓練8人）

#### (2) 職員体制

職種	資格等	主な業務	正規	契約	計
管理者		部門統括 運営管理 人事管理	1		1
サービス管理責任者	サービス管理責任者	庶務、生活介護、障害者活動訓練	1		1
事務		事務、集会予約システム、利用料金	2		2
相談支援員		庶務、基本相談、計画相談、短期入所、施設入浴、巡回入浴、訪問食事、啓発	1		1
相談支援専門員	相談支援専門員	計画相談、基本相談、施設入浴、巡回入浴、訪問食事	4		4
医師	医師	健康管理指導、医学的相談		2	2

職種	資格等	主な業務	正規	契約	計
看護師	看護師	健康管理、医学的 相談	2	2	4
理学療法士	理学療法士	機能訓練、利用者 支援、基本相談		1	1
作業療法士	作業療法士	機能訓練、利用者 支援、基本相談		1	1
言語聴覚士	言語聴覚士	言語機能訓練・利 用者支援		1	1
心理		心理相談、利用者 支援		1	1
生活支援員		利用者支援	17	3	20
栄養士	(管理) 栄養士	栄養管理指導	(1)		(1)
用務		用務		1	1

\* ( ) は兼務者数

## 2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者主体のサービスを提供します。
- (2) 障害を超えてお互いに支えあい、協力しあえる支援を行います。

## 3 令和5年度の重点的な取り組み

### (1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

- ① 地域の区民及び関係機関と施設のネットワークを構築し、協力関係を深めます。

実施内容	方法
区と連携し指定特定相談支援の充実化を図ります	区内において新たに計画相談支援を受け入れる事業所が不足している現状を踏まえ、相談支援専門員を増員して積極的に新規ケースを受け入れます。

- ② 効率的・効果的な施設運営・事業運営に取り組みます。

実施内容	方法
心身障害者センター事業の見直しを行います	障害者活動訓練事業の利用率向上の課題に対して、現利用者が求めるサービスについてのニーズを把握し、活動内容のさらなる充実化を図ります。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

項目	方法
不満・要望などの意見を施設運営に反映できる仕組み、施設外の機関に相談できる仕組みについてさらなる情報提供に努めます	個々の利用者状況に応じて、伝達方法や伝達する時期について工夫します。

4 サービス内容

(1) 障害者総合支援法に基づく事業

① 特定相談支援事業

障害福祉サービスの利用に際して、自立支援給付費の支給決定に必要なサービス等利用計画書を作成します。また、障害をお持ちの方の総合的な相談に応じます。

ア 計画相談支援

- ア) サービス利用支援
- イ) 継続サービス利用支援

イ 基本相談支援

- ア) 総合的な相談
- イ) 医学的相談（リハビリテーション科）
- ウ) 福祉機器相談

② 短期入所事業

心身に障害があり、保護者の緊急な事情などで一時的に保護が必要なときや自立のための生活体験を希望する方に対して、個々の障害特性等に応じて宿泊を伴う介助・支援を行います。

③ 生活介護事業

重度の肢体不自由で、かつ重度の知的障害がある方に対して、集団活動の場を提供し、日常生活支援、社会参加活動、レクリエーション、健康管理などを行います。また、医療的ケアを必要とする方に対して、医療職の専門性と連携の強化を図り対応するとともに、利用者状況の多様化や重度化に対する安定的なサービス提供に努めます。その他、自宅周辺から施設間の往復の送迎サービス及び障害状況に応じた形態で昼食を提供します。

なお、緊急時・必要時には利用者の利用時間外受け入れを行います。

ア ふらたなすグループ（週5回）

イ けやきグループ（週5回）

④ 障害者活動訓練事業

ア デイサービスコース

病気、事故等により心身に障害を有することとなった方に対して、機能維持のための集団体操や趣味・生きがい活動などの場を提供します。その他、自宅周辺から施

設間の往復の送迎サービス及び障害状況に応じた形態で昼食を提供します。

ア) Aコース (月・水・金/週3回)

イ) Bコース (火・木/週2回)

#### イ 機能訓練コース

病気、事故等により心身に障害を有することとなった方に対して、グループ活動の場を提供し、理学療法士・作業療法士などの専門職が、体操や外出活動などを実施します。また、グループ活動を通し、仲間づくりや情報交換を行うことで、地域で生活していく上での悩みや不安などに対し、共に取り組み、解決できるよう支援します。その他、自宅周辺から施設間の往復の送迎サービスを実施します。

ア) Aコース (月・水・金/週3回)

イ) Bコース (火・木/週2回)

#### ⑤ 施設入浴サービス事業

心身に障害のある方で、自宅での入浴が困難な方に、施設において機械浴槽または一般浴槽による入浴を行います。その他、自宅周辺から施設間の往復の送迎サービスを実施します。

ア 機械入浴 (仰臥位タイプ浴槽、座位タイプ浴槽)

イ 介助入浴

#### ⑥ 巡回入浴サービス事業

心身に障害のある方で、自宅での入浴が困難な方に、自宅において巡回入浴車による入浴を行います。

### (2) その他の法令に基づく事業

#### ① 訪問食事サービス事業

心身に障害があり、一人暮らし等で調理が困難な方に自宅まで昼食 (お弁当) を配達します。また、お弁当を手渡しすることで、安否の確認を行います。

#### ② 福祉機器サービス事業

日常生活に必要な各種の福祉機器について、情報提供、相談等に応じます。

#### ③ 心身障害者に関する啓発

ア あいアイ講座「ことばの集い」

言語機能維持のための集団プログラムと社会参加の場を提供します。

イ あいアイ講座「失語症会話パートナー養成講座」

基礎講座、実技講座、実習を通じて、意思疎通を支援し地域社会との懸け橋となる人材を養成します。

#### ④ 心身障害者団体が活動を行う場の提供

団体交流室を開放し、心身障害者団体の活動を支援します。

#### ⑤ 会議室等の貸出し

会議室、視聴覚室及び言語訓練室の一般貸出しを行います。

## 5 運営管理

### (1) 安全対策

#### ① 事故防止と事故発生時の緊急対応

事故やヒヤリハットの事例発生時には職員への周知・検証を迅速に行い、事故の再発防止に施設として一貫した取り組みを行います。また、安全対策委員会を通じて事故記録の分析を行い、職員にフィードバックします。

#### ② 防災対策

めぐろ区民キャンパス自衛消防合同総合訓練を年2回実施するほか、通所サービスの事業ごとに避難経路確認等の防災対策を行います。

#### ③ 新型コロナの予防対策の徹底

新型コロナ感染予防対策を引き続き徹底して行います。また、同感染症の取り扱いが「2類相当」から「5類」に引き下げられる見込みであることから、その影響について情報収集を行い適切に対応していきます。

### (2) 利用者・家族の声を反映

家族懇談会などで意見交換を行うとともに、利用者アンケートを活用してニーズの把握に努めます。このほか、日常から利用者ご本人の意思表示を適切に受け止め、また日々の連絡を密にして相談等に応じます。

### (3) 地域との交流

「あいアイまつり」など各種イベントを通じて、地域交流を推進します。

## 6 活動予定

### (1) 生活介護事業

月	行事	活動
4	歓迎会、お花見、避難経路確認	身体機能・感覚機能に働きかける活動、マット体操、レクリエーション、散歩、創作活動、作業、調理、音楽活動等
5	鯉のぼり会、一日外出 目黒市民コンサート鑑賞、家族懇談会	
6	いもほり、健康診断、総合防災訓練	
7	七夕会、一日外出、家族懇談会	
8	すいか割り	
9	一日外出、家族懇談会	
10	宿泊体験、いもほり	
11	芸術演奏活動鑑賞、一日外出 あいアイまつり	
12	クリスマス会、一日外出、家族懇談会	
1	初詣、新年会、書き初め、成人を祝う会	
2	節分会、一日外出	
3	終了式、ひなまつり会、家族懇談会	

\*看護師による日々の健康管理・毎月2回の嘱託医の回診があります。

(2) 障害者活動訓練事業

①デイサービスコース

月	行 事	活 動
4	オリエンテーション	< Aコース > 体操（椅子体操、マット体操、エアロビクス）、口の体操、クラブ、趣味活動、レクリエーション、歌、パソコン、半日外出、バスハイク、体重測定、個別ショートリハビリ、言語の個別練習 < Bコース > 体操（椅子体操、マット体操、ヨガ）、趣味活動、頭の体操、パソコン、レクリエーション、クラブ、半日外出、バスハイク、体重測定、個別ショートリハビリ、言語の個別練習
5	目黒市民コンサート	
6	総合防災訓練 いもほり（A、Bコース）	
7	七夕会（Aコース）	
8	すいか割り（A、Bコース）	
9	いもほり（A、Bコース）	
10	一日外出（A、Bコース）	
11	一日外出（A、Bコース） あいアイまつり	
12	一日外出（A、Bコース） 忘年会（A、Bコース）	
1	書き初め、初詣	
3	活動体験・活動見学会、修了会	

\*総合防災訓練は実施日より、AコースまたはBコースの実施となります。

\*新規利用者の方に避難経路確認を実施します。

②機能訓練コース

月	行 事	活 動
4	避難経路確認（新規利用者） 外出（Aコース）	< Aコース > ・体操（マット体操、椅子体操） ・創作活動 ・外出活動 ・体重測定 ・個別機能訓練（必要に応じて） < Bコース > ・体操（マット体操、椅子体操、立位の体操） ・外出活動 ・体重測定 ・個別機能訓練（必要に応じて）
5	外出（Bコース） 目黒市民コンサート	
6	総合防災訓練 終了式（A、Bコース）	
7	避難経路確認（新規利用者） 外出（Aコース）	
8		
9	外出（Bコース） 終了式（A、Bコース）	
10	避難経路確認（新規利用者） 外出（Aコース）	
11	外出（Bコース） あいアイまつり	

月	行 事	活 動
12	終了式（A、Bコース）	
1	避難経路確認（新規利用者）	
2	外出（Aコース）	
3	活動見学会 外出（Bコース） 終了式（A、Bコース）	

\*総合防災訓練は、実施日によりAコースまたはBコースの実施となります。

\*外出は、状況により日程が変更になることがあります。

\*機能訓練専門職による個別リハビリを実施します。

## 第 13 かみよん工房

### 1 施設の概要

#### (1) 施設

施設の名称	目黒区立かみよん工房
所在地	目黒区上目黒 4-1-26
事業の種類	就労継続支援（B 型）（1311000606）
利用定員	40 人

#### (2) 職員体制

職種	資格	主な業務	正規	契約	計
管理者		運営管理 人事管理	1		1
サービス管理責任者	サービス管理責任者	支援計画書の作成 管理	1		1
生活支援員		支援サービス	7	1	8
パン製造技術専門員		パン製造開発		1	1
事務		事務		1	1
栄養士	(管理) 栄養士	栄養管理指導	(1)		(1)
医師	医師	健康管理指導		1	1

\* ( ) は兼務者数

#### (3) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 4 時
休業日	土、日、祝日、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）

### 2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者が楽しく、自らのもつ力を伸ばせる支援を行います。
- (2) 一人ひとりの障害状況に応じた支援を行います。

### 3 令和 5 年度の重点的な取り組み

#### (1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

##### ① 工賃増額へ取り組みます。

実施内容	方法
受注量の安定を図ります	受注先企業との連携を密にし、安定的な受注量を確保し、利用者が意欲的に取り組める作業を維持する工夫をします。
生産ロス縮小と販売方法の工夫に取り組みます	現在の利用者層を踏まえ、製菓の新しい販売方法（置き菓子方式や委託販売等）を導入し、緩やかな工賃増額を目指します。

② 重度化に対応したサービスを提供します。

実施内容	方法
高齢化・重度化による、障害状況の変化に対応する工夫を行い、安全なサービス提供に努めます	プログラム内容や施設内の設備を見直し、利用者が安心して過ごせる環境を作ります。

③ 施設の地域への貢献を進めます。

実施内容	方法
地域の方が参加しやすいイベントを実施し開かれた施設運営に努めます	地域の方々を対象とした「パン作り体験教室」「就業体験」等を開催し、地域交流を図ります。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

項目	方法
イベントへの参加再開を検討していきます	コロナ禍以前に行っていた地域イベントの再開状況に合わせ、感染症対策を徹底した上で、参加を再開していきます。

4 就労継続支援B型事業

利用者の高齢化・重度化など一人ひとりの状況変化に応じたサービスを提供し、利用者が安心して地域生活を送れるよう支援します。

(1) サービス提供計画

利用者本人及び家族の要望などを把握し、その意向を踏まえた個別支援計画を作成します。支援の内容や方法を明確にして充実したサービス提供に努めます。

(2) 作業支援

作業活動により、働く意欲を高めます。

- ① 食品部 菓子製造業（製パン・製菓）と販売
- ② 企業部 近隣企業からの受注作業、配達および自主生産品製作
- ③ 開発部 目黒区からの公園清掃作業受託及び一般企業の植栽管理、自主生産品製作

(3) 就労支援

利用者それぞれの障害状況や身体状況に配慮し、適性に合わせた作業を提供し、働く意欲の向上を目指します。

また、利用者の希望や適性により、目黒障害者就労支援センターやハローワーク等と連携して、企業実習や就労活動を推進します。

(4) 生活支援

利用者それぞれの能力や障害の特性に配慮した生活班（A・B・C班）を編成し、日常の生活習慣の確立に向けて、活動目標を明確にしたプログラムを実施します。実施にあたっては、利用者自身による企画・進行など主体性を大切にします。

(5) 余暇支援

クラブ活動や各種の行事を通して、利用者の余暇活動の充実に向けたプログラムを実施します。

#### (6) 給食サービス

給食は栄養管理に留まらず、生活習慣を向上させる場として、また、給食委員会を通じた要望の反映や利用者メニューなど利用者主体の場として活用します。

#### (7) 健康管理

- ① 健康診断を実施します。(年1回)
- ② 嘱託医による健康相談を実施します。(月1回)
- ② 体重測定を実施します。(年2回)
- ④ 栄養士による栄養相談を実施します。(月1回)

#### (8) 生活相談等

利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者または家族などに対し、施設支援に関する相談をはじめ、日常生活に関する相談に応じ、必要に応じて支援をします。また、相談支援専門員等の関係機関と連携を図って対応します。

### 5 運営管理

#### (1) 安全対策

安全対策委員会を毎月開催して、事故やヒヤリハット事例の検証を行い、事故などの再発防止及び事故発生時の対応について、施設として一貫した取り組みを行います。また、消防計画に基づき、年4回の避難・消火などの防災訓練を実施します。

新型コロナの感染予防対策を引き続き徹底して行います。また、同感染症の取り扱いが「2類相当」から「5類」に引き下げられる見込みであることから、その影響について情報収集を行い適切に対応していきます。

#### (2) 利用者・家族からの声を反映

利用者ご家族との緊密な連携を保ち、意見や情報を交換する場として家族懇談会を年5回開催します。

また、利用者、家族、施設の代表者が集まり、サービスの質の向上を目的にサービス向上検討委員会を年3回開催します。

#### (3) 地域との交流

玄関店舗経営や地元企業などからの軽作業受注、清掃作業受託のほか、町内会行事や住区まつり、中目黒夏まつりなどの各種イベントへの参加を通して、地域交流を推進します。

### 6 活動予定

月	行 事	その他
4		家族懇談会、防災訓練
5		家族懇談会
6	かみよんまつり	家族懇談会、防災訓練

月	行 事	その他
7	一日外出、調理実習	健康診断、サービス向上検討委員会
8	調理実習、中目黒夏まつり	
9	一日外出	家族懇談会、防災訓練
10	宿泊体験	
11	一日外出	サービス向上検討委員会
12	一日外出、調理実習	
1	新年会	健康診断
2		防災訓練、健康診断、サービス向上検討委員会
3	一日外出、調理実習	家族懇談会

## 第14 大橋えのき園

### 1 施設の概要

#### (1) 施設

名 称	目黒区立大橋えのき園
所 在 地	目黒区大橋 2-19-38
事業の種類	生活介護 (1311000614) 日中一時支援
利用定員	・生活介護 57 人 ・日中一時支援 10 人

#### (2) 職員体制

職種	資格	主な業務	正規	契約	計
管理者		運営管理 人事管理	1		1
サービス管理責任者	サービス管理責任者	支援計画書の作成管理	1		1
生活支援員		支援サービス	12	4	16
事務		事務		1	1
栄養士	(管理)栄養士	栄養管理指導	(1)		(1)
医師	医師	健康管理指導		1	1
看護師	(准)看護師	健康管理		1	1
作業療法士	作業療法士	機能訓練等		1	1

\* ( ) は兼務者数

#### (3) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	・生活介護 月曜日～金曜日 午前9時～午後3時30分 ・日中一時支援 月曜日～金曜日 午後3時30分～午後6時
休業日	土、日、祝日、年末年始(12月28日～1月4日)

### 2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者や家族が安心して利用できる施設とします。
- (2) 利用者に豊かな生活の場を提供します。
- (3) 利用者の個性とニーズを尊重した社会生活の場を提供します。

### 3 令和5年度の重点的な取り組み

#### (1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、以下の項目に取り組みます。

- ① 利用者の主体性を尊重し、状況に合わせた介護・支援を行います。

実施内容	方法
サービス提供や支援の中で、虐待を予防・防止する取り組みを推進します	外部委員を招いての権利擁護・利用者支援研究会の開催を継続します。虐待や不適切な支援の予防に務め、更により良い利用者支援につながる方策について検討し、日々取り組んでいきます。

- ② 安定した工賃支給に取り組みます。

実施内容	方法
自主生産量の拡大と販路拡大にバランス良く取り組みます	施設前での自主生産品販売を継続して行うことで、利用者が作業への意欲や活動参加への意識がさらに大きくなるよう努めます。また、地域住民との交流、地域のイベント参加の場面において、自主生産品を通じての施設の周知を継続していきます。さらに、自主生産品の質的向上に努めます。

- (2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

項目	方法
よりわかりやすい情報提供に努めます	利用者及び家族が安心して、よりサービスを利用できるよう、不満・要望などの意見を施設外の外部機関に相談できる仕組みについて改めて詳細に周知します。

#### 4 生活介護

- (1) サービス提供計画

利用者及び家族などとの面談をとおして、本人状況及び要望等を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで個別支援計画を作成します。

- (2) プログラム内容

利用者に対して、個別支援計画に沿った支援内容及びその他、障害者総合支援法及び知的障害者福祉法に定める必要な支援を提供します。

また、施設のサービス体系に見合う一時金支給を継続していきます。

- ① 作業活動支援

利用者個々の特性に応じた能力発揮の場、かつ生活習慣作りの時間とします。

ア 紙（ポチ袋、タグなど）

イ 硝子（箸置き、硝子雑貨など）

ウ 食品（ピクルス、パスタソース）

エ 芸術（美術や書道などの創作活動、音楽・ダンスなどの身体表現活動）

\*その他、必要に応じて個別の取り組みを行います。

- ② グループ別活動支援

利用者の特性に応じたグループで、活動目標を明確にした適切なプログラムを実施します。また、各種の活動を通して地域との交流を深め、利用者の社会参加の促進に

努めます。

(3) 日常生活動作支援

日常生活習慣の確立や生活動作の維持向上に向けて、必要な支援を行います。

- ① 食事 ② 排泄 ③ 更衣 ④ 移動 ⑤ その他

(4) 給食サービス

栄養基準量を基本としてメニューを作成し、毎日の給食提供を行います。また、通常メニューのほかに、下記の特別メニューを提供します。

- ① 選択メニュー  
② 行事メニュー  
③ 特別給食

(5) 健康管理

- ① 嘱託医による健康相談（月2回）、看護師による健康相談（随時）を実施します。  
② 体重測定を実施します。（月1回）  
③ 健康診断を実施します。（年2回）  
④ 食事後の歯磨き支援を実施します。（毎日）  
⑤ 栄養士による栄養相談を実施します。（随時）  
⑥ 服薬が必要な利用者に対して、薬の管理及び服用の援助を行います。

(6) 生活相談等

利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者または家族などに対し、施設支援に関する相談をはじめ、日常生活に関する相談に応じ、必要に応じて支援をします。また、相談支援専門員等の関係機関と連携を図って対応します。

(7) 送迎サービス

利用者の自宅周辺地域から施設までの送迎を行います。

(8) 利用時間外受け入れ

緊急時・必要時について、利用者の利用時間外の受け入れを行います。

5 利用時間外活動支援事業（日中一時支援）

障害者通所支援事業終了後における障害者の活動の場を確保するとともに、共働きやひとり親等の障害者世帯の就労を支援することを目的として実施します。

(1) 活動支援

本人状況及び要望等を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで各種活動を提供します。

(2) 日常生活動作支援

日常生活習慣の確立や生活動作の維持向上に向けて、必要な支援を行います。

- ① 食事 ② 排泄 ③ 更衣 ④ 移動 ⑤ その他

6 運営管理

(1) 安全対策

安全対策委員会を毎月開催して事例の検証を行い、事故、感染症防止・予防について

検討し、安全な施設運営を目指して基本事項を徹底します。

新型コロナの感染予防対策を引き続き徹底して行います。また、同感染症の取り扱いが「2類相当」から「5類」に引き下げられる見込みであることから、その影響について情報収集を行い適切に対応していきます。

(2) 利用者・家族からの声を反映

家族懇談会、サービス向上委員会などで意見交換を行うとともに、利用者アンケートを活用してニーズの把握に努めます。このほか、日常から利用者ご本人の表出を適切に受け止め、また日々の連絡を密にして相談等に応じていきます。

(3) 地域との交流

近隣保育園、小・中・高等学校等との交流及び地域行事へ参加します。また、他施設との交流、町会・商店街との交流にて社会性の支援をします。

(4) ワークショップ

利用者・家族等、事業者、その他関係者などの集いの機会を設け、情報交換及び実践報告の場としてワークショップを開催します。

## 7 活動予定

月	行 事	その他
4	入所式	家族懇談会、サービス向上検討会、防災訓練
5		見学週間
6	一日外出	健康診断
7		家族懇談会、サービス向上検討会、防災訓練
8		
9	宿泊体験	家族懇談会、防災訓練
10	えのき祭	家族懇談会
11	ワークショップ	
12		防災訓練
1	一日外出	健康診断、家族懇談会、サービス向上検討会
2		
3		家族懇談会

\*その他、グループ別活動の中で季節に応じた活動を行います。

## 第15 下目黒福祉工房

### 1 施設の概要

#### (1) 施設

名 称	目黒区立下目黒福祉工房
所 在 地	目黒区下目黒 3-10-2
事業の種類	・就労継続支援（B型）（1311000630） ・日中一時支援
利用定員	・就労継続支援（B型）40人 ・日中一時支援10人

#### (2) 職員体制

職種	資格	主な業務	正規	契約	計
管理者		運営管理 人事管理	1		1
サービス管理責任者	サービス管理責任者	支援計画書の作成 管理	1		1
生活支援員/職業指導員		支援サービス	13	2	15
事務		事務		1	1
栄養士	(管理) 栄養士	栄養管理指導		1	1
理学・作業療法士	理学・作業療法士	機能訓練等		1	1
医師	医師	健康管理指導		2	2

#### (3) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	・就労継続支援（B型）月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 ・日中一時支援 月曜日～金曜日 午後4時～午後6時
休業日	土、日、祝日、年末年始（12月28日～1月4日）

### 2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 安全で豊かな工房生活の実現とともに地域での生活を支援します。
- (2) 利用者の個性・主体性・自主性を尊重します。
- (3) 利用者・ご家族・職員が一体となり、よりよい工房作りを進めます。

### 3 令和5年度の重点的な取り組み

#### (1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

① 工賃増額へ取り組みます。

実施内容	方法
自主生産品の拡大と販路拡大にバランス良く取り組みます	自主生産品の品質の向上と生産量の確保に加えて、乾燥野菜を材料にした新商品の開発に取り組みます。また、販路拡大に向けて効果的なPRを実践して工賃の増額に努めます。

② 重度化に対応したサービスを提供します。

実施内容	方法
プログラムの見直しや、グループの再編成などを行い、より一人ひとりの能力に応じたサービス提供に努めます	利用者の障害状況に応じて作業環境と活動内容を整備し、個々の能力や適性に応じたサービス提供を行います。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

項目	方法
より分かりやすい情報提供に努めます	不満要望などの意見を外部機関に相談をできる仕組みについて、利用者・ご家族に対して丁寧に説明を行います。

4 就労継続支援B型事業

作業支援、生活支援及び就労支援を通して、利用者の高齢化など一人ひとりの状況の変化に応じた社会参加や就労の促進に向け、自立した生活への支援を行います。

(1) サービス提供計画

利用者本人及び家族の要望などを把握し、その意向を踏まえた個別支援計画を作成し、支援の内容や方法を明確にして充実したサービス提供に努めます。

(2) 作業支援

作業活動により、技能を身につけ就労への意欲を高めます。

- ① 受注班 地域企業からの受注作業、高齢者住宅清掃
- ② 印刷班 印刷業（名刺、葉書、封筒、カレンダー等）
- ③ 革班 革製品の製造と販売、乾燥野菜を材料にした自主生産品の開発
- ④ 菓子班 菓子製造業（製菓）と販売

(3) 就労支援

各利用者の障害状況や体力に配慮しつつ、適切な作業種の把握と作業能力の向上や就労に向けて、活動目標を明確にした適切なプログラムを策定し実施します。

また、目黒障害者就労支援センターなどと連携し、必要に応じた企業実習や就労活動を推進します。

(4) 余暇支援

クラブ活動や各種の行事を通して、利用者の余暇活動の充実に向けた適切なプログラムを実施します。

## (5) 生活・芸術

一人ひとりにあった多様な働き方に結び付くような活動を目指して、それぞれの能力や特性、希望に配慮した班編成で地域交流やアートなどの創造的な活動を実施します。実施にあたっては、利用者自身による企画・進行など主体性を大切にします。

## (6) 給食サービス

給食は栄養管理に留まらず、生活習慣を向上させる場として、また、給食委員会を通じた要望の反映や利用者メニューなど利用者主体の場として活用します。

## (7) 健康管理

- ① 健康診断を実施します。(年1回)
- ② 嘱託医によるカウンセリングを実施します。(月1回)
- ③ 体重測定を実施します。(年2回)
- ④ 栄養士による栄養相談を実施します。(随時)

## (8) 生活相談等

利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者または家族などに対し、施設支援に関する相談をはじめ、日常生活に関する相談に応じ、必要に応じて支援をします。また、相談支援専門員等の関係機関と連携を図って対応します。

## (9) 送迎サービス

利用者の自宅周辺地域から施設までの送迎を行います。

## (10) 機能訓練

理学療法士・作業療法士などの専門職が個別メニューを作成し、リハビリなどを実施します。

## 5 利用時間外活動支援事業（日中一時支援）

障害者通所支援事業終了後における障害者の活動の場を確保するとともに、共働きやひとり親等の障害者世帯の就労を支援することを目的として実施します。

### (1) 活動支援

本人状況及び要望を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで各種活動を提供します。

### (2) 日常生活動作支援

日常生活習慣の確立や生活動作の維持向上に向けて、必要な支援を行います。

- ① 食事
- ② 排泄
- ③ 更衣
- ④ 移動
- ⑤ その他

## 6 運営管理

### (1) 安全対策

安全対策委員会を毎月開催して、事故やヒヤリハットの事例の検証を行い、事故などの再発防止及び事故発生時の対応について、施設として一貫した取り組みを行います。また、消防計画に基づき、年4回の避難・消火などの防災訓練を実施します。

新型コロナの感染予防対策を引き続き徹底して行います。また、同感染症の取り扱いが「2類相当」から「5類」に引き下げられる見込みであることから、その影響について情報収集を行い適切に対応していきます。

(2) 利用者・家族からの声を反映

利用者ご家族との緊密な連携を保ち、意見や情報を交換する場として家族懇談会を年5回開催します。

また、利用者、施設の代表者が集まり、サービスの質の向上を目的にサービス向上委員会を開催します。

(3) 地域との交流

地元企業などからの作業受注、印刷作業受注のほか、工房前での自主生産品の毎日販売（水曜日除く）や地域行事などの各種イベントへの参加を通して、地域交流を推進します。

7 活動予定

月	行 事	その他
4		家族懇談会
5		防災訓練
6		サービス向上委員会
7		健康診断、家族懇談会
8		
9	一日外出	防災訓練 家族懇談会
10	あすなろ祭り	サービス向上委員会
11	宿泊行事、砧ふれあいスポーツ	家族懇談会
12		健康診断、防災訓練
1	一日外出	
2		サービス向上委員会
3		家族懇談会、防災訓練

上記の他、以下の活動を予定しています。

\*虐待防止委員会は毎月開催

\*健康診断（12月）は調整中

\*身体拘束等適正化委員会は年2回以上開催

## 第16 みどりハイム

### 1 施設の概要

#### (1) 施設

名 称	目黒区みどりハイム
施設の種類	母子生活支援施設
利用定員	20 世帯 60 人（緊急一時保護 1 世帯）

#### (2) 職員体制

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者	社会福祉士等	統括、業務・職員管理	1		1
母子支援員	保育士、社会福祉士、精神保健福祉士等	母子の生活、就労、養育支援	3		3
少年指導員		児童の生活、学習支援	4		4
心理療法担当職員	臨床心理士等	心理相談、支援	1		1
医師	医師	利用者の健康管理		1	1

\* 母子支援員または少年指導員のうち 1 名を個別対応職員とします。

### 2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 人権に配慮し、本人意思を尊重した支援を行います。
- (2) 母子生活支援施設の機能と役割を踏まえた支援を利用者と十分協議しながら進めます。
- (3) 十分な信頼関係を築くため、話しやすい環境、雰囲気作りを行います。

### 3 令和 5 年度の重点的な取り組み

#### (1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

##### ① 家族や関係機関と施設で支える支援を実践します。

実施内容	方 法
関係機関と連携した支援の強化を図ります	特に、課題が複雑化している世帯への支援については、必要な関係機関と情報共有を行い、適宜、役割分担を行いながら支援を重ねていきます。その中で、母自身にも役割を担ってもらいなど、母子も連携の輪の中に入れるよう配慮していきます。

②サービス向上のため職員の知識や技術を高めます

実施内容	方 法
各職種に必要な研修の実施並びに研修を積極的に受講し、専門性の向上を図ります	各職種職員が講師となり、支援に必要な専門知識を学び合う「支援力アップ講座」を実施します。 各種外部研修受講後の伝達研修の見直しを行います。

③虐待の予防・防止に取り組みます

実施内容	方 法
サービス提供や支援の中で、虐待を予防・防止する取り組みを推進します	児童虐待防止対応マニュアルに沿って、施設内での虐待防止に努めます。また、虐待やその疑いがある場合には、関係機関と連携を図り、速やかに対応します。

④サービスの標準化を徹底します。

実施内容	方 法
マニュアル・業務標準書等の新規作成及び点検・見直しを定期的実施します	各種相談（就労・就学・入園・経済・法律等）に、どの職員も応じられるように、必要な知識や情報を整理していきます。

⑤地域で生活するひとり親家庭への支援を推進します

実施内容	方 法
母子生活支援施設の入所者への支援にとどまらず、地域で生活するひとり親家庭への支援を推進します	退所時の児童との面談を定着させます。また、退所先地域の関係機関への引継ぎも丁寧に進めていきます。 退所世帯も含め、地域で生活するひとり親家庭へ支援について、地域の関係団体の協力を得ながら進めていきます。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

項 目	方 法
様々な個別状況に対応できるよう就労支援の見直しを行います	就労経験の少ない母や、未就労の期間が長い母への就労支援の在り方を引き続き模索します。

4 サービス内容

利用者支援は、個別の自立支援計画に基づき行います。自立支援計画は、利用者と職員の面談により、利用者の状況及び意向を確認しながら自立した社会生活を送れるように作成します。さらに、必要に応じて面談を行い、支援内容の再確認なども行います。

また、退所後も、社会の中で自分の意思と責任のもと生活できるよう支援していきます。

(1) 相談支援

子育て、健康、就労、そのほか生活全般における様々な相談を受け、必要に応じて支援を行います。

## (2) 子育て支援

### ①補助保育

母親の就労、通院、心身の疲労時などに時間を区切って補助保育を行います。補助保育や行事参加を通して日常から学びと育ちの環境を提供します。

### ②保育ルーム

乳幼児の交流と家事援助を目的として、週に1回程度、夕食準備時間に乳幼児を対象とした保育ルームを開設します。

## (3) 児童への支援（小学生以上）

### ①「児童自立支援計画書」に沿った支援を実施します。「話意話意の会(わいわいのかい)」

(児童一人ひとりの希望や思いを聴き取る面接)を実施し、児童自立支援計画書の内容に反映していきます。

### ②時間を区切って学習室(プレイルーム)を開放し、職員が見守る中、宿題や自由遊びなどの場とし、児童の「自己肯定感」「達成感」を育みます。

### ③下校後の学習室での宿題、長期休暇時の学習支援とともに、学習習慣の獲得、学習の場の提供を目的に週1回「学習支援」を行います。

### ④児童による「子ども会議」を毎月開催し、施設内での生活などについてみんなで考える機会をつくります。

### ⑤男子児童の育成支援のため、男性職員と男児が、近隣の銭湯で一緒に入浴する機会をつくります。(月1回)

### ⑥関係機関と連携し、児童への適切な支援を実施します。

## (4) 生活への支援

緊急時の家庭用品の貸し出し、居室片付けの手伝いや食事作りのアドバイス、不在時の荷物預かりや代引き受け取り、買物の代行、諸手続き支援、保育園・学校への送迎代行など、個々の状況に応じて行います。

また、必要に応じて関係機関及び医療機関と連携、連絡調整を行い支援に繋がります。

## (5) 健康とこころへの支援

### ①月1回、希望者には嘱託医による健康相談を実施します。

### ②健康診断を実施します。

### ③心理療法担当職員による心理療法などを実施します。母親・児童ともに利用でき、面接は安心して相談できるよう専用の部屋で行います。

## (6) 就労支援

就職情報誌・求人広告の提供、ハローワークへの同行、パソコンの貸し出し(履歴書等作成)、模擬面接、就労のための補助保育などを通じて就労の一助となるよう相談援助を行います。また、就労経験の少ない母や、未就労の期間が長い母を対象に、週に1回ほっとサロンを開催します。

#### (7) 食支援

エコライフ目黒とフードバンク目黒のご協力のもと、利用者・退所者・ひとり親学習支援参加世帯に、食材の配布を行います。

#### (8) 新型コロナの予防対策の徹底

新型コロナの感染予防対策を引き続き徹底して行います。また、同感染症の取り扱いが「2類相当」から「5類」に引き下げられる見込みであることから、その影響について情報収集を行い適切に対応していきます。

#### (9) 退所後のアフターケア

自立をして退所した利用者についても、相談、訪問など必要な支援を継続するとともに施設行事への参加を呼びかけます。なお、児童については、学習室利用、学習支援なども行います。

#### (10) みどりハイム便り

毎月1回発行し、月間予定や前月の行事などの報告、その他連絡事項の広報に努めます。

#### (11) 利用者懇談会

年2回以上開催し、利用者と職員はもとより、利用者同士の交流の機会とします。利用者、職員ともに自由に意見が言えるような雰囲気づくりに努めます。

#### (12) 地域への貢献

地域の要請に応じた柔軟なサービスとして、ひとり親家庭の児童の学習支援等を継続していきます。

また、施設機能を活かし、地域の子育て中の母親向けのイベントの開催や、地域のひとり親家庭の児童の放課後支援（みどりキッズクラブ）、母の居場所の提供、食支援を関係機関と協力して実施します。

### 5 行事・活動予定

児童・母親ともに楽しく交流、参加できるよう行事の目的、ねらいを明確に定め、充実した内容の行事を計画実施し、利用者支援に活かします。

#### (1) 季節行事

四季折々の行事を体験します。

#### (2) 全体行事

春の全体行事、納涼会、お楽しみ会など、母と子、職員が一緒になって行います。また、退所した利用者へも参加を呼びかけます。

#### (3) 児童活動

キャンプ、ドッジボール大会参加、児童遠足、夏休み活動（工作・手作り料理の会）などの活動を行います。また、月に1回、子ども会議・夕食会を行います。

#### (4) 母親活動

母親と職員と一緒に学ぶ機会として、合同研修会を実施します。また、就労経験の少ない母や、未就労の期間が長い母を対象に、週に1回ほっとサロンを開催します。

(5) 地域活動

地域の一員として、利用者・職員ともに参加可能な地域行事などに積極的に参加していきます。

<主な年間行事予定表>

月	内 容	対 象
4	進級・進学を祝う会 利用者懇談会（第1回）	小学生以上・キッズ 全利用者
5	(季)子どもの日	全利用者
7	(季)七夕飾り 納涼会 児童キャンプ	全利用者 全利用者・退所世帯 小学生・退所児童
8	夏休み活動（工作/手作り料理） ドッジボール大会（都大会参加）	小学生以上・キッズ 小学生以上・退所児童
9	町内会の祭り参加	全利用者
10	児童遠足① 利用者懇談会（第2回） (季)ハロウィン	小学生以上 全利用者 全利用者
11	(季)母子遠足	全利用者
12	お楽しみ会 大掃除・子ども忘年会	全利用者・退所世帯 小学生・キッズ
1	(季)もちつき会	全利用者
2	(季)豆まき	全利用者
3	(季)ひな祭り 児童遠足②	全利用者 小学生以上

\* (季) は季節行事

\* キッズはみどりキッズクラブに参加している児童

## 第 17 包括支援センター

### 1 施設の概要

#### (1) 施設

事業所名	目黒区西部包括支援センター（事業所番号 1301000053）
所在地	目黒区柿の木坂 1-28-10
サービス提供地域	目黒区西部地区

#### (2) 職員体制

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者	主任介護支援専門員	管理統括	1		1
社会福祉士	社会福祉士	・総合相談業務 ・介護予防マネジメント ・包括的・継続的マネジメント	7		7
保健師等	保健師・看護師		3		3
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員		2(1)		2(1)
介護支援専門員	介護支援専門員		2	1	3

\* ( ) は兼務者数

#### (3) 開設日・開設時間

開設日・開設時間	1) 地域包括支援センター 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～ 午後 7 時 土曜日 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 2) 指定介護予防支援事業 月曜日～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時
休業日	日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

### 2 事業所が大切にしている理念・方針

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として実施します。

### 3 令和 5 年度の重点的な取り組み

#### (1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

##### ①地域包括支援センターの機能強化に取り組みます

実施内容	方法
区の方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に取り組みます	区における包括的相談支援体制における身近な保健福祉の総合相談窓口として、高齢者を中心として、子どもから障害をもつ人までの相談についてワンストップ機能強化を図ります。また、アウトリーチ手法を計画的に継続し、地域の実態把握と相談対応力の機能強

	化に取り組めます。
地域ケア会議の充実に取り組めます	地域ケア個別会議において各種専門職間と効果的な検討を行ない、区の地域ケア推進会議において地域課題の発見と解決策の検討に協力します。また、地域の様々な団体や関係機関と連携し課題を整理した上で、新たな社会資源の開発に取り組めます。

②多くの方に利用される施設を目指します

実施内容	方法
誰もが気軽に相談し利用できる地域包括支援センターを目指し、取り組みを継続します	ホームページ、広報誌の関係機関等への訪問配布、区民向けの講座や多職種（専門職）研修会等の充実と拡充を図り当センター認知度の向上に努めます。 地域住民の最も身近な保健福祉の総合相談窓口として「断らない相談支援」をスローガンとして、住民に寄り添った支援体制を継続します。地域に新たな居場所を創設し地域活動に活用します。

③サービス向上のため職員の知識や技術を高めます

実施内容	方法
各職種に必要な研修の実施並びに研修を積極的に受講し、専門性の向上を図ります	外部研修（都・区・その他）、法人研修、包括担当部研修、所内研修と体系別に年間計画を設定し、職員の知識・技術を高めていきます。

#### 4 サービス内容

##### (1) 包括的支援事業

###### ① 総合相談支援業務

高齢者、障害をもつ人、子ども、生活困窮者、在宅介護及び療養している人々が、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続できるように、区民の相談を受け止め、関係機関と連携を図りながら、きめ細かな相談支援に取り組めます。どのような支援が必要かをアセスメントに基づき把握・整理し、生活上の課題を明確にした上で、地域における適切なサービス、関係機関及び各種社会保障制度の利用につなげる取り組みを行います。また、圏域内地域住民の利便性に配慮し、アウトリーチ支援及び出張相談の拡充を図ります。

###### ② 権利擁護業務

高齢者の権利を擁護するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等

に関する法律等に基づく高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用及び消費者被害の防止などの業務を行います。また、「意思決定の中心に本人を置く」という本人主義を実現するために、関係者間での意思決定支援の共通理解を図り、質の高い支援を目指します。

② 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域における多職種の協働と関係機関との連携により、相談者個々の状況に応じた包括的・継続的なケアマネジメントと居宅介護支援事業所の介護支援専門員からの支援方法等に対する個別支援を行います。また、包括ケアシステムの深化を具体化するため、地域住民も含めた多職種間でネットワーク強化に必要な具体的事項について共に考える機会を設け定期的な話し合いを計画する。経過を経て金融機関、交通機関の方々にも参加してもらい連携強化を図ります。

④ 認知症支援に関する業務

認知症総合支援事業を推進するにあたり、当センターにおいて認知症支援コーディネーターが中心となり、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センターや地域の医療機関との連携を図り、認知症の相談対応と支援の強化に努めます。また、地区内の住区センターを活用する等、小規模で地域住民、医療、介護、一般企業を含めた研修会を開催します。多職種研修会の開催をとおして医療と介護の連携、「認知症の人とその家族」を地域で支える仕組みづくりと相談支援体制の充実を図っていきます。

地域における認知症への理解の促進に向け認知症カフェ等の周知と認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぎ、支え合う体制づくりに努めます。

⑤ 地域ケア会議の充実

専門職の多職種協働による検討をとおして、個別課題の解決と新たな課題の発見に努め、地域支援ネットワークの構築に資する機能をもつ当センターが、地域ケア個別会議を開催します。そこで蓄積された検討事例や総合相談などで明らかになった地域課題を、行政を含めた関係者間で共有し、地域づくり、資源開発並びに政策形成を図る地域ケア推進会議へ協力します。

⑥ 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携推進事業の見直しに則り、「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取りへの対応」と四つの場面、テーマごとの支援体制の構築のため、専門職の連携で支える取組みを実践し、在宅医療と介護に関する相談、連絡調整、情報提供等を実施します。また、上記を推進するため、テーマごとの多職種研修会の開催に努め、広く区民への啓発と支援体制の充実に努めます。

⑦ 生活支援サービス体制の整備

介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業と介護保険外サービスを高齢者の生活課題に合わせて適切に組合せ、社会参加等への意欲低下防止に対応する多様

な支援内容を提供し、高齢者と、その家族を支えるサービス及び自立を保つためのサービスの柔軟な提供を図ります。また、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーと地域状況の情報共有を図り協働しながら、課題整理について協働し、生活支援サービス体制の整備に努めます。また、協議体にメンバーとして参画・協働していきます。

## (2) 介護予防ケアマネジメント

### ① 第1号介護予防支援事業

軽度者を支える取組みとして、事業対象者に対し、適正な自立支援・介護予防・重度化防止につながる介護予防ケアマネジメントを提供します。実施に当たっては、介護保険課作成の介護予防マネジメントマニュアル及び関係法令を遵守するとともに、利用者の生活環境も含めた心身状況アセスメント力の強化を図っていきます。

## (3) 一般介護予防事業及び任意事業

### ① 介護予防把握事業

アウトリーチ活動や現在、活動中の介護予防グループのモニタリング等とおし、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする人を早期に把握し、住民主体の介護予防活動や民間サービス等、適切なサービスにつなげていきます。

### ② 介護予防普及啓発業務

研修会の開催や老人クラブ等での介護予防に係る講話等の機会を今まで以上に活用し、区民に対して介護予防（フレイル予防・健康寿命の延伸）の普及啓発を行っていきます。

### ③ 地域介護予防活動支援事業

手ぬぐい体操の普及や自主グループ立ち上げ支援等の地域住民活動組織化と育成支援を行っていきます。また、地域住民の隠れたニーズを捉え地域住民自身の選択肢が広がるように民間企業を含め多くの地域資源の把握、提供と協力依頼を行ない地域支援事業の推進に努めます。

### ④ 介護予防事業評価

担当地区内の介護予防の情報を区へ提供し、自主グループ活動が活発になるよう、新たな「居場所づくり」も視野に入れた地域づくりに取り組んでいきます。

## (4) 介護保険認定申請等の受付業務

窓口業務、総合相談業務と連携させて、認定申請等（新規申請、更新申請、区分変更申請等）の各種申請書の受付業務を行います。

## (5) 高齢者の保健福祉サービス等の受付業務

窓口業務、総合相談業務と連携させて、一人暮らし登録、訪問食事サービス・食事サービス、オムツ支給・代金申請（訪問調査、安否確認を含む）等の各種申請書の受付業務を行います。

## (6) 障害者の福祉サービスの受付業務

保健福祉サービス受付業務と連携させて、障害者福祉サービスの一部受付業務を行います。

## (7) 保健福祉の総合相談支援の業務

保健福祉に係わる多様な相談への一次的な対応や、複合的な問題を抱えるケースへの包括的な支援を図るため、すべての区民を対象として、高齢者、障害福祉、生活困窮、保健予防、子育て支援など各種関係機関と連携をもとに以下のとおり実施します。

### ① 総合案内

住民の相談には懇切丁寧にワンストップで対応します。パンフレットなどによる一般的な情報提供や相談を受けてのサービス、制度の説明や担当所管窓口の紹介を行います。

### ② 総合支援

高齢者を中心に子どもから障害をもつ人まで、支援を必要としている全ての区民に、必要なときに適切な支援が迅速に受けられるよう「断らない相談支援」を基本姿勢とし、行政、各種関係機関や団体との連携を強化し、総合相談支援業務に取り組み地域共生社会の実現に向け取り組んでいきます。

### ③ 地域のネットワークづくり

対象別の各支援機関及び医療機関等と連携し、地域住民も含めた「地域での見守り」や「支え合い」自助、共助が促進するよう、環境・体制作りに取り組みます。

## (8) 指定介護予防支援事業及び第1号介護予防介護支援事業(居宅要支援被保険者に限る)

要支援認定者(要支援1・2)に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供します。また、指定居宅介護支援事業所へ介護予防支援業務、第1号介護支援業務の一部(介護予防サービス計画等の作成)を介護予防サービス計画等作成委託契約に基づき委託します。

## (9) その他

目黒区から示された次の項目に留意し事業を実施します。

### ① 公正・中立性の確保

介護予防プラン及び予防給付ケアプラン作成にあたっては、特定の事業者へ誘導することなく、利用者が最適なサービスを選択できるように、サービス事業者情報を幅広く収集し、偏りのないケアマネジメントを行います。また、予防プランを委託した場合においても、公平・中立性の観点から内容を確認し、委託先の事業者への指導・助言を行います。委託状況については毎月の月例報告にて区へ報告します。

### ② 個人情報及び特定個人情報の取扱い

「目黒区個人情報保護条例」「目黒区特定個人情報の保護に関する条例」「目黒区個人番号の利用に関する条例」遵守のほか、「個人情報保護に関する覚書」を取り交わし、仕様書における「地域包括支援センターにおける目黒区介護保険事務に係る特定個人情報の取扱いについて」を遵守します。

### ③ 地域包括支援センター運営連絡会

包括支援センターの代表者は、区が開催する地域包括支援センター運営連絡会に出席します。また、区内の包括支援センターと共同で、相互間の連絡調整のために実

務者連絡会を定期的に開催します。委託業務実施に際して必要な事項は、別途、目黒区と協議し決定します。